

令和3年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(12日目)

令和3年3月12日(金)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 3 号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 25号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 26号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 27号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 28号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 29号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 30号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 31号 永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について
- 第 9 議案第 32号 勝山・永平寺衛生管理組合理約の一部改正について
- 第10 議案第 33号 損害賠償の額を定めることについて
- 第11 議案第 34号 損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第 35号 損害賠償の額を定めることについて

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 25号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 26号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 3 議案第 27 号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 28 号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 29 号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 30 号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 31 号 永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について
- 第 8 議案第 32 号 勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正について
- 第 9 議案第 33 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 10 議案第 34 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 11 議案第 35 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 12 議案第 3 号 令和 2 年度永平寺町一般会計補正予算について

3 出席議員（14名）

- 1 番 松 川 正 樹 君
- 2 番 上 田 誠 君
- 3 番 中 村 勘太郎 君
- 4 番 金 元 直 栄 君
- 5 番 滝 波 登喜男 君
- 6 番 齋 藤 則 男 君
- 7 番 江 守 勲 君
- 8 番 伊 藤 博 夫 君
- 9 番 長 岡 千恵子 君
- 10 番 川 崎 直 文 君
- 11 番 酒 井 和 美 君
- 12 番 酒 井 秀 和 君
- 13 番 朝 井 征一郎 君
- 14 番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	参事	川上善照君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	森近秀之君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	朝日清智君
上志比支所	長	歸山英孝君
学校教育課	長	多田和憲君
生涯学習課	長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局	長	坂下和夫君
書	記	坂ノ上恵美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに12日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼申し上げます。

また、議場に入場する際は、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～日程第1 議案第3号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について。

これより第2審議を行います。

（会場発言）

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前 9時01分 休憩）

（午前 9時02分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

日程第1、お配りしました議事日程第……。

（会場発言）

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前 9時02分 休憩）

（午前 9時05分 再開）

○議長（奥野正司君） 今ほどの本日の日程の変更につきまして、発言のある方いらっしゃいませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） もしよろしかったら日程変更の動議という形で提出したいと思います。

昨日の流れですと、いわゆる3月補正については一旦そこで第2審議に持ち越しとなりました。ただし、それ以外については条例の審議を進めて、もう条例に入っております。条例の途中まで来て、皆さんに昨日の状況ではその続き進めていくんだらうと僕も思っていたんですが、そういうことを考えると、また戻るといことではなしに、条例と、あとそれ以下の第1審議を進めて、そこをちゃんと終了してから議案第3号、令和2年度永平寺町の一般会計補正予算についての第2審議に入ったほうが、順番としてもいいし、議会の雰囲気としてもそのほうが進めやすいのではないかなと私は思います。

○議長（奥野正司君） 今ほどの日程変更の動議に対しまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。それでは、議案第3号を議案第35号の後に、本日の日程の一番最後に変更いたします。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、異議なしと認めまして、議案第3号を一番最後に審議をさせていただきます。

～日程第2 議案第25号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） それでは、日程第1となりました議案第25号につきまして、お配りしました議事日程、日程第2、議案第25号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） おはようございます。

議案第25号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一

部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の118ページをお願いいたします。

この条例につきましては、昨年の9月の議会におきまして可決をいただきました。その際は、この基金の利子補給につきましては、対象といたしまして福井県の経営安定資金、それと新型コロナウイルス感染症対応資金の2つの資金が対象となっておりましたけれども、今般、株式会社日本政策金融公庫に融資を申し出た事業者の方々の利子につきましても補給させていただくということで、この項目として第1条に「日本政策金融公庫が行う新型コロナウイルス感染症対策関連融資」というものを入れさせていただきました。

この利子補給でございますけれども、5か年利子補給あるんですけれども、最初の3か年につきましては国が補給をしていただきます。4年目、5年目につきましては町がその利子補給を行うというものでございまして、対象年度としましては大体平成6年、7年度が対象となりますので、9月のときに可決させていただいたときも、期限といたしましては平成8年3月31日までの期限となっております。

以上、簡単でございますけれども、議案第25号の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回、日本政策金融公庫がということで加わりましたが、こういうようなのはまたほかにも出てくるのかな。いわゆる基準というのはどういところで設定されてこれを入れるようになったんですか。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） もともと、昨年のコロナの発生におきまして、4月においては県が利子補給を行うといったことで、経営安定資金というのが4月から始まりました。ただ、国が利子補給を行うということで、先ほども言いました最初の3か年間は国が利子補給を行う。4年目、5年目については、いわゆる感染症対策の臨時交付金で対応できるということもございまして、最初それでやっておりました。昨年の9月の段階で、実は日本政策金融公庫の分の対象の事業者が全く把握できていなかったという状況でございました。

国の感染症対策につきましては、県のほうで事業者名等が把握できてたんですけども、日本政策金融公庫については全くどこの事業者が幾ら借りているかというの分からなかった状況でございました。

一応町と商工会が連携しまして、各事業者に対して借りているところありませんかということで問合せをいろいろしていきまして、ようやくどこの事業所が幾ら借りているというの分かりましたので、今般、その金額を積み上げた結果としてこういった、補正予算でもお願いしたんですけども、一応これを利子補給させていただくということで、本来的には昨年の9月にも入れておけばよかったですけれども、その段階では本当に全く事業所が分からなかったのも、また分かった段階で入れさせていただくということで、今般入れさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） お聞きしたいのは、今回分かったということで入れたということですが、事業所によっては今コロナで苦しい中で、いろいろな有利なところで借りられるところがあれば借りていくんですけども、なかなかハードルが高かったらハードルの低いところ、低いところって行って、苦しい中で何とか事業を継続しようとしているんだろうと思いますけれども、もちろん、このようなたぐいで、もっとほかにあるようなところがあったら入れるということは考えられるのでしょうか。それとも、これ、国か県か分かりませんが、指定しているからこう入れてきたということなんでしょうか。

いわゆる町独自でこういうような資金貸付けをやっているような制度の利子補給をしようという考えはあるのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 極論かもしれませんが、例えば本当に資金繰りが苦しくて闇金融に借りた場合に、それに対して利子補給するかってなるときに、それは町の判断になると思います。ですから、町といたしまして、今これにつきましては基本的な金利は0.9%ということになっております。今ほど滝波議員おっしゃったように、例えば闇金で例えば利子20%とかの利子について補給するかといったことは、例えば議会に対して提案したときに通るか通らないかという話にもなると思いますので、一応現段階におきましてはそういう国の施策で金利を設定されたものについて対応させていただくというような状況でござ

ざいます。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 闇金は非常に極論の話ですけれども、商工会といろいろ連携しているんだろうと思いますけれども、市中の金融機関とかいろいろ借り手があると思うんで、そういったところでは十分情報を得ながら今後も検討をしていただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 今現在も町としては中小企業に対する資金融資をさせていただいております。これにつきましては、ほかの市町なんかでは、もうやめているというところも実際ございました。ただ、永平寺町としては今存続してやっております。

町内の事業所に対する資金融資というのは、本当に、今特にコロナ禍の中では重要なことだと思いますので、可能であればこの事業者の方をお助けすると申しますか、援助するという形を取っていきたいとは思っております。

○議長（奥野正司君） ほか。

金元君。

○4番（金元直栄君） こういう利子補給、本当に借りられてる人に聞いてみると助かると思うんです。ただ、これ説明を聞いたんかもしらんのですが、何件、総額幾らぐらいに対して利子補給。利子補給の総額は幾らでしたっけね。総額をもう一回示していただくとありがたいですが。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 利子補給のこれにつきましては、期間を3月22日まで一応延ばさせていただきました。いわゆる融資実行の期日ですね。

今回、補正予算で300万出させていただいたやつは県の経営安定資金というものでございます。これにつきましては、永平寺町内におきましては16件の融資がございました。

新型コロナウイルスのその16件につきましては約5億円の資金融資。新型コロナウイルス感染症対応資金といたしましては、今出てます事前の数字ですけれども、約90件で14億円で、日本政策金融公庫につきましても件数たしか、これも同じような件数だと思うんですけれども、約15億円ぐらいだったと思います。それに対する0.9%の利息相当分ということで計算させていただいて、金額の要求をさせていただいております。

最終的に金額が分かりましたら、また何件、幾らということはお報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） すいません。ちょっとさっき滝波議員の質問の中でというところで、私も以前関連するようなことで質問をさせていただいたことだったので、条例に関するとはまたちょっと違って来るんですけども。永平寺町の毎年の事業の中で勤労者生活安定資金貸付金で指定されていますね。それに対する利子補給はしないんですかって、坂井市さんとかはされているみたいなのでということで、以前にもちょっと質問出させてもらったんですけども、これ、利用者が少ないからということで終了されていくのかなというような雰囲気もあるのかなと思って、私はもう必要性ないのかなと思っているんですけど。

永平寺町で該当するとしたら、あとはもうこれだけなのかなと。中小企業に対する利子補給はされていて、県の経営安定資金とマル経の利子補給をされている。あとは生活安定のほうなのかなと思うんですけども、こちらの利子補給は考えているのか考えないのかということが論点になってくるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 勤労者安定資金につきましては、いわゆる労働金庫に対して資金融資、協調しております。実際に、これは実は勤労者安定資金につきましては、借入金額が限度額150万円という金額でございます。この融資につきまして、実は平成24年、25年をピークにかなり借入れが下がってきていると。いつきに比べても半減以下になってございます。

この大きな要因といたしましては、勤労者安定資金、以前は車の購入に充てられてた方が結構おられました。ただ、現実としまして、先ほど言いました150万円という金額で車がなかなか買えなくなってしまったといった中で、車だけではないんですけども、労働金庫なんかでもそうなんです、かなり車の、金利が安いものですから低利な融資をされて、そちらで例えば極端な話ですけども、700万、800万という車を若い方々が車のローンで購入されているということで、実際に協調させていただいている融資につきましてはあまり利用がないと。

これは県の労働金庫とか、信用保証協会とかいろいろ話をさせていただいて、これも本当にどういうふうな対応をしていくべきかということは昨年からもずっ

と話はしてございます。

やはり全体的に、じゃ、融資金額をふやすか、それか労働金庫等なんかもこういう協調融資、行政の後押しがある融資はやっぱり必要であるとは思ってございます。

融資の在り方につきまして今検討はしておりますけれども、これに対する利子補給というものについては今現在は考えていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議にしたい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第25号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第26号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、議案第26号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第26号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

まず、今回の改正では、第3条において令和3年度から5年度までの各年度における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率について定めます。

また、税制改正に伴う介護保険施行令の改正に合わせて、給与所得、公的年金等の所得を有する第1号被保険者の合計所得金額について、算定に当たって10万円を控除するよう改正するものでございます。

平成30年度からの第7期計画では基準額を6,100円で設定しておりましたが、第8期計画では6,400円と設定いたしました。

算定に当たっては、今後3年間の介護給付費及び地域支援事業費に必要な額を見込み、介護保険料として必要な金額を算定しております。

第8期の計画期間中は、介護給付費に対する第1号被保険者の負担割合、これは23%のまま据置きとなりました。介護給付準備基金の取崩しを1億円と見込んでおりますが、月額300円の増額設定となっております。

それから、負担能力に応じた所得段階、これについては第7期と変更なく10段階までとし、非課税世帯の第1段階、第2段階、第3段階については公費による負担軽減を継続しまして、7、8、9の合計所得金額の区分については税制改正に合わせてという見直しをしております。

一部改正条例の施行の予定日は、令和3年の4月1日でございます。

ざっくりとした説明でございますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、基本的には第8期の計画、各自治体特有の施策も取組も入ってくる内容だと思います。

ただ、ここでの大きい課題というのは保険料の設定ですけれども、一部、所得の控除の増額についてはそれは何ら問題ないと思っていますが、設定について第7期の計画のときには、ある意味僕は6,100円にすることについては取り過ぎでないかという指摘を以前にした覚えがあります。案の定、基金もそれなりに積み上がってきました。

介護保険の会計というのは、どこも基金を持たない計画を当初してたんですね、たしか。もしお金が足らなくなれば県の基金から借りられるという制度にもなっているということで、あれは松岡時代やったかな。あれも始まった当時は借りていたことがあったと思います。山村課長のときでしたけど。

ただ、そういう中でやっぱり施設ができれば確かに引き上がるというのはよく分かっています。でも、これだけ大変な時代ですから、やっぱり県内の今の状況を見てますと、たしか美浜町は保険料引き下げましたよね。そういうことが報道された。それは基金を有して引き下げたという話でした。

私は、本町の最近の介護保険の会計見てみますと、一般質問でも言いましたけど、この制度は我々が高齢化を迎えるに当たって、高齢化社会でないですよ、我々が高齢になるに従って必要な制度だということとは私もちゃんと認めています。ただし、最近、介護保険に、いわゆる町の福祉事業でやっていたいろんな事業をどんどんくっつけてくるということをやってきました。横出し事業と言われているんですが。極力、福祉事業でやることで保険料を抑えることにもつながっていたと思うんです。

それと、僕はそういう意味ではきちっと行政から介護保険の事業を町の福祉事業にある取組も必要なんではないかというのが一つ。

2つ目は、消費税の引上げをやってきましたよね。導入も含めて。それで、高齢化社会を迎えるに当たって、その社会保障を維持するために、保障していくためにどうしても必要なんだって触れ込みやったと思うんです。そこからやっぱり消費税、交付金という形で本町にも4億ほど来てるんですね。そういうようなのを社会保障の財源として交付されているということも予算書には書いてありますので、そういうようなのをやっぱり活用することも大事なのではないかな。それでもやはり引上げを抑える、そういうことが必要なんじゃないかなと私は思っ

いるんですが、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、介護給付費の伸びについて申し上げます。

第7期の計画期間中で見込みました金額が59億1,500万です。第8期においては64億8,600万。ここで5億7,100万円の増額が見込まれております。

もちろん、第7期中に計画しました地域密着型施設の増、これの伸びなんかも見込んでおりますし、永平寺町は特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設が3つございます。非常に施設サービス、特養にしてもグループホーム関係にしても私としては恵まれた町になってきたなということを思っております。

県下でも施設サービスは非常に高いほうでございます。ナンバーワンではございませんが、高いほうだと思っております。

こういうことで、5億7,100万円の増の見込みをしております。もちろん、要介護認定者の伸び、高齢者の伸びなんかも見込んでおりますけれども、こういった情報を見込んでおります。

これを保険料率で割りかえますと、お一人当たり640円の増額になるわけですね。これを保険料としては300円に抑えているということがありますので、この辺りではいろんな制度を使って頑張っている。それから、国のほうからも保険者努力支援交付金であるとか、保険者機能強化交付金とか、額にしてみると大きくはないですけれども、国が予算化したものを全国の保険者で案分して交付されるということで、いろんなものは活用しております。

一番やっぱり効果的なのは、各住民の方が一日でも遅く介護認定を受けること。300人いれば300人、1年分は助かるわけですから、介護予防に皆さん努めていただきたいということが一番のことだと思っております。

低所得者の方についても第1段階、第2段階、第3段階と公費による負担軽減を図っておりますし、ここ五、六年では大きな制度改正もいっぱいございました。低所得者への配慮、努力支援交付金などなども我々保険者運営するのに当たっては関係者と知恵を絞って頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど課長の説明あった中で、ちょっと取り違えたらあかん

というのは、「介護認定を一日でも遅く」ということの意味が結構ややもすると受けたらあかんよってなると非常に語弊があるので、そこら辺りはあれかと。そういう意味で言っているわけじゃないというのも重々分かって質問しているわけですが。

一つは、私もいろんなときに常々言っているんですが、今の介護認定を受けるということも当然、いろんなサービスを受けるようなのがありますが、やはり健康で高齢者の方が生き生きと過ごせるようないろんな施策を打っていく。

例えば、今、ここ永平寺町なんかは百歳体操あるとか、いろんな形でのフレイルにならんような症状のをやってる。それで、今ほど町のいろんな動き方ですけども、診療所のほうでもフレイルの検査をするとかいろんな形、それから住民の方々に百歳体操をやるということでサロンを中心にするような形でやっている、そういうようなことで徐々に進んでいるんですが。

私はある程度前から言ってるのは、その中にそれぞれの地域地域の住民組織が、なかなか福祉保健課だけじゃできないんだろと思うんですが、それぞれの地域の中での自治のいろんなコミュニケーションの中からそういうものを広めていく。それがあつて永平寺は大きなそれが運動でなるんだよ。やっぱりそういう意識づけがないと、あれは老人の健康だけの問題だよというふうな形で捉えられてしまうと、なかなかそれが運動、体操になっていかないというような思いを常々持っています。

ですから、そういう一体化できるような。それは生涯学習課のところにも絡んでくるし、国保のいろんな住民生活課も絡むかもしれませんが、先般、課の組織のところにもありましたけれども、やはりそういう一連のところの動きをできる、その大きな行政としての媒体会をつくらな、そういうものは出てこないんじゃないか。いろんな個を包括できるようなものできないんじゃないか。

今ほど安全対策課もできましたけれども、そういうのをぜひつくっていきながら、今の介護保険のところも見ていくというようなことをしないといけないと思うんですが、そこら辺りは町全体の動きの中、どういうふうに動かしていくのかというふうにするので、そこら辺りの答弁をいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議員おっしゃってることはよく分かります。ただ、それだけ広い視点を持って生活している人はなかなかそう多くはいらっしゃらないのかなという気がします。

我々、福祉分野で介護保険やっけていても、やはり議員おっしゃるように高齢者だけの問題だよ。介護予防についても60代からはまだそんな私は介護予防なんて失礼なという感じでお断りされる例もあります。やはり70代後半からという意識を持っておられる方が多いと思う。

翠荘で健康教室なんかもやっておりますが、これもやはり私はまだまだだと。

ご存じだと思いますけど、働く世代にいかにして健康教育を切り込むか。これは保健師なども非常に難儀をしている課題だというふうに認識しております。

生涯学習課の動きであったり、人が生活する上での動きというのは、究極を言えば介護予防につながるわけですから、一日でも健康寿命を延ばす。強いて言うならば、一日でも介護認定を受けるのが遅くなるようにと。健康でいるようにという意味でございますので、取り違えないように発言したいとは思いますが。

結果的には全部がつながっているということで私は十分かなということをおもっております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地域の皆さんとの連携が生涯学習課だったり、福祉保健課だったり。また永平寺町では何もしてないのではなしに、健康長寿室とか、いろいろな室を設置しまして、地域の皆さんとの連携だったり、関係課との連携、こういったものはしっかりと取りながら、またそこにはしっかりと管理職もいながらやっております。

金元議員の中ではまたちょっと視点が違われるのかなと思いますけど、そういった中ではまたこれからも検討をしていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

私は、この介護保険がこれだけの費用がかかるので、飛び抜けた料金改定の中で住民に負担を伴うものでなければある程度賛成をしていかなあかなというふうに思っている。ただ、これだけこれだけかかったから、これだけを案分したらこれだけの金額ですよと。それだけでは私はおかしい。おかしいと言うよりも、それだけではなかなか改善は。だんだんかかるものが大きくなればそれは関係してくる。かからないようにするということは当然していると思うんですが、そういう面をぜひ、今ほど町長の発言もありましたが、庁舎内でその生活全体、例えば今課長の発言ありましたように、働く世代の方にはどうアプローチをす

る。そこにはどういうアプローチをする。やっではいますけれども、そこら辺りを全体の動きとしてなるように今後ともぜひ考えていただければいいかと思ひますし、ぜひ考えていってほしいというふうに思ひて発言をさせていたひでいます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第26号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 先ほどもちょっと質問の中で言ったのは、本町の例えば介護保険、低所得者への利用支援なんかやってる、そういう意味ではちょっとほかにない制度もあります。

特養なんかに入るのは本当に大変な状況がありますけれども、それ以外の施設でも町内のニーズを聞きながら整備してきている。これが介護保険料引き上げということもよく分かっていると思ひます。

ただ、国が示した消費税の引上げは、我々の高齢化社会の社会保障をちゃんと保障していくためだということを行いながら、それになっていないところが私はやっぱり悲しいなと思ひています。

最近のコロナの論議の中で、国民のセーフティネットということで生活保護が示されました。しかし、生活保護の水準と地域で国民年金だけで生活してる高齢者や、独り暮らしの人たちの生活というのはもっと慎ましいですよ。そこから介護保険料とか、後期高齢者の保険料が引かれるわけです。天引きです。それに固定資産があれば、固定資産税もそこから引かれるわけですね。

そんなことを考えると、本当に慎ましい生活、年間50万ぐらいの国民年金しかもらっていない人たちもかなりいらっしゃる、高齢者の中には。そういうことを考えると、やはり少額とはいえ、保険料を引き上げるといのはもっと消費税なんかで社会福祉の財源として国から返ってきている以上、そういうようなのをもっと活用する方法はないのか。率直にやっぱり思っていないかと、本当にどんどんどんどんこういう保険料が引き上がっていくと生活そのものが大変になってくると思う。ですから、私はこの引上げ、公共料金の引上げにもつながりますから、反対の立場を取っていきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、原案に賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、理事者のほうからご説明をいただきました。今ほど金元議員からの反対の討論もございましたが、やはりそういったことも含めて行政のほうではしっかりと介護予防といった点にも尽力していただいておりますし、今回、7期から8期に改定するに当たりまして、準備金の基金の取崩し1億円を行い、上げ幅を抑えていただいたといったこともしていただいております。こういった観点からも、私はこの条例案に賛成の立場を取りたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論終わります。

これより議案第26号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。よって、本件については原案のとおり可決さ

れました。

～日程第4 議案第27号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、議案第27号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、議案第27号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の121ページをお願いいたします。

令和3年4月1日より、下水道施設整備や維持管理の効率化を図るため、農業集落排水事業吉野地区処理区域を公共下水道区域に編入することから、条例の改正を行うものです。

主な改正の内容でございますが、今回の編入に当たり、農業集落排水処理区域は上志比地区のみとなりますので、吉野地区に関する規定の削除、それに合わせて条文の削除及び整理を行うものです。

なお、施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第27号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第28号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第5、議案第28号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(朝日清智君) それでは、議案第28号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の122ページから124ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、農業集落排水事業吉野処理区域を公共下水道区域に編入することに伴う受益者負担金、分担金について条文の追加及び整理を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、まず、市街化区域であります公共下水道区域の受益者負担金と市街化調整区域であります吉野処理区域の受益者負担金の取扱いを明確にするため、題名を永平寺町都市計画下水道事業受益者負担金及び永平寺町下水道事業受益者負担金に関する条例に改正するものでございます。

また、今回の編入に当たり、吉野処理区域において新規に下水道に接続される場合に負担金をお願いすることから、公共下水道事業で整備した区域と吉野処理区域と明確に区分するために、公共下水道区域がもともと永平寺町公共下水道第1負担区としておりましたので、吉野処理区域を永平寺町公共下水道第2負担区とし、条文を新たに加えるものでございます。

ご負担いただく金額につきましては、吉野処理区域、公共下水道区域、それぞれ編入前の負担者との公平性を確保するため、現在の負担金または負担金の金額を編入後においてもそれぞれ継承し、ご負担いただくといった規定を加えております。

なお、既に納付済みの使用者の方につきましては、新たなご負担をお願いするものではございませんので申し添えます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 吉野農業集落排水が廃止されて、これで公共下水につながるというのは、以前から私もそういうことをする必要あるんじゃないかと。集落排水に流れ込む容量の問題で、オーバーフローした分を公共下水道に行くような施設にしてはどうかと、建設当時からそういう話をしていました。現に、それ以後、農業集落排水の受入容量の問題で、吉野地区ではもう戸数を増やせないんじゃないか。住宅を増やす条件がなくなったんじゃないかと言われていることもあったので、こういうことで正式に条例も廃止になり、つながることについては私は本当によかったなと思っています。

ただ、これをするに当たっては、公共下水道区域の拡大ですから下流域のいろんな話もあつたりして、以前は難しい時代がありましたが、今どうなったんかはあんまり知りませんが、本当に行政のご苦勞には頭が下がると私は思っ

います。

ただ、ここで一つ聞きたいんですが、農業集落排水、もう上志比だけ残るんですが、上志比の分担金というのは幾らでしょう。というのと、何で僕がそれを言うかという、吉野は今33万円。実はこれ以外に終末処理場を造るので各区から1戸当たり3万円の負担をしたことがある。そういう歴史がありました。

ただ、僕は集落排水事業についても、松岡地区のいわゆる公共下水についても、その分担金、負担金というのは、計算がちょっと導入当時から矛盾があるんですね。基本は福井市の計算方法に倣っていると思うんですが、福井市は雨水も生活排水も一緒に下水処理してるんですね。だから、面積要件が入ってきている。

でも、うちの場合は排水だけの処理ですよ。雨水は入らないように基本はなっているんですね。そうすると、面積要件は要らんはずですよ。

ただ、分担金の問題を論じるときに、非常に大きい、特に旧町内で始まりましたから問題がありました。当時、平均で、多くて15万円ぐらいでないかという話をしました。ただし、機屋は大変やったんですね。もう稼働していない空いている機屋でも敷地が大きければ面積要件ですから大きな負担があるということで、公共下水道への加入がなかなか踏み切れない人たちも当時はいらしたわけです。

だから、こういう見直しのときに、僕は本町の例えば公共下水道の加入については面積要件をなくして、1人1件幾らということできちっとしたほうがいいんじゃないか。見直しをすべきでないか。僕はそういうことを思っているんです。

ですから、吉野は1件当たりの農地は町部に比べて広いですよ。しかし、農地に降った、庭に降った水がこの下水に入るわけじゃないですから、そういう意味ではもう面積要件でなしに、1戸当たり幾らという負担金、分担金にこういう機会に変えるべきじゃないかなと私は思うんですけど、その辺。当時、五領川下水でいろいろやられていた副町長なんかもそれ詳しいんでないかと思うんです。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、お答えいたします。

まず1点目、上志比地区の受益者分担金の金額でございますが、1戸当たり40万円という金額になってございます。それと、今ほどの受益者負担の考え方ということですけども、私も前課長から聞いておりますのは、やはり公共下水道事業というのは都市計画事業の一部であり、その設定された処理区域が全て受益を受ける。それを面積割しまして、公共下水の整備にかかった総事業のうち、一

部を均等に割ったというふうに聞いております。

また、農業集落排水事業、これにつきましては決まった受益者の方を総事業費の一部を受益者の件数で割って算出した金額というふうに今私は思っているんですけれども、そういったことで算出された金額かと思えます。

今ほど議員おっしゃられました、この際に戸数割ですか、そういった考えもあるとは思いますが、現在、昨日の補正でもお話ししました管路の老朽化が進んでおります。また、そういった管路の老朽化等を設備の更新といいますか、そういったものを大々的に行った際に、改めてその際にその事業費でどういうふうな分担金をお願いするかといったことを考える時期がそういった時期かなというふうに私は思っております。

そんなんでよろしいですか。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 考えは分からんわけでないですよ。農業集落排水については、その総費用の一定部分をその戸数で頭割りして負担金を決めるというやり方ですから、各農業集落排水の区域によって負担が違うんですね。大きいところは70万、80万というところもこの中ではあるようです。

ただ、現実的には、今見てみますと農村地域での下水の普及ということで農業予算の中でそういうことが始まったんですけれども、基本、ここに来てみると公共下水道としてやっぱり統一していくという方向、将来はこの永平寺町でも全部公共下水となる方向も合併当時は示していたと思うんですね。行く行くはそうしたい。

そういうことになると、分担金に差があるというのは、僕はやっぱりちょっとよろしくないんでないか。そこはこの際、最初は我々もそれなりに負担しました。負担しましたけれども、それはそれとして、次にやっぱり歩み始めるためにはきちっとした形でどこかで考えたほうがいいんでないか。第1区、第2区とかというので負担金に差があったりするというのは、公共下水道としてはちょっとどうなんかなと。

それにですよ、公共下水道と比べると農業集落排水については施設が簡便というんですか、少し軽いんでないかという話もあります。そのことを考えると、やっぱりこういう機会に見直すことを一回ぜひ考えてほしいなと私は思います。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 私もそういったふうには思うこともございます。ただ、やはりそもそもの事業の始まりがありまして、その時点で負担金、分担金を決めておりますので、今のところ、このまま、今までお支払いいただいた方との近隣の公平性といえますか、そっちのほうは僕は大事かなと思っております。

なので、先ほども申しましたように、施設の更新を新たに代々的に行うときに、そのタイミングであるのかなというふうに思っておりますので、またその辺よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 最終的には僕の立場を言わなあかんのですけど。ただ、僕はどうしても見直してほしいなと思うのは、旧町部の、いわゆる空いた機屋の問題ですね。そういう土地も面積要件に入れていくというのは、僕、ちょっと異常やと思うんです。もしそこが開発されて宅地になったときには、そこから加入金をもらえばいいわけですから、そういうようなのはやっぱり居住しているところとか、そういうようなのをそれなりに判定して負担金設定を考えるということはしていかないと、やっぱり農業集落排水ですと上限が決まっているでしょう。旧町部のそういうところでは上限決まってない。どうされてきたんかはしらんですけど、そのことを考えると、僕はやっぱり行ってきちっとこういうことをするときに合わせて考えるべきだと思います。

ただ、これについて引上げになるとかいうことでないですから、私、反対はしませんけど、ここで一步踏み込んでやっぱりやってほしいという立場から採決には加わりません。自席で棄権しますので、よろしく願いします。

○議長（奥野正司君） ほか。

伊藤議員。

○8番（伊藤博夫君） 地元のことであんまり分からないんですけども、受益者側はそういう公共料金とか、そういうようなものについては仕事をするときには大変だと思います。そういったことで、地元の説明会とか、そういったときの意見というようなものはどんなことがあったのか。ほとんど反対があったのかなかったのかというのもちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） その点ですけれども、今回のこの編入に当たりましては、特段ご利用される方においては何も変更がないということで、地元のほうは歩いてございません。編入に当たりまして、各戸のほうに回覧で編入時期のお

知らせまたはそういったことを回覧でお知らせしております。また、区長会のほうで各区长様には口頭で資料も添えてこういったことをしますといったお知らせはしております。

それによってご意見を伺ってはおりません。

以上です。

○8番（伊藤博夫君） その場合の の見直しについて、やはり 。

○上下水道課長（朝日清智君） 大きい空き工場ということではありますが、それももともとやはり資産の価値が上がるということから、やっぱり広い面積お持ちの方にはそれなりにご負担いただくというようなのが考えかなと思っておりますので、またしかる時期にまた検討させていただきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 話は分かるんですけど、ただ、この農排水の吉野の第2負担区ですか、というふうに従前は残そうというふうなことを考えられたのは、先ほどの説明では今まで従前の方々と同じようにというのが大きな理由ということなんです、例えばこの将来の財政の中で下水道会計が十分行くようにということなどは加味してるんでしょうか。

全く今までと従前の方々がこうだったから同じようにこうするんですよということの理由のみなんですか。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 今おっしゃるとおり、財政的なことは考慮しておりません。

以上です。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

それでしたら、このことがずっと続くかどうかというを、続けていいのかどうかというのは私もちょっと疑問が残るんですけども、先ほど少し見直しのところの話もちらっとしてたのかなと思うんですけども、いわゆる新しく入ってこられる方にとっては、同じ下水道に入れるということは変わらないんです。それがたまたま地域によって負担が変わってくるというのが、すなわち平等性があるかどうか、公平性があるかどうかという観点からだと。今残すというのは従前の方々との公平性を保つためということでしょう。ただ、新しく入ってこられる方は同じ終末処理のところに入れるのになぜ違うのかという公平性が保たれない

ということになるんです。そうすると、どの時点でそれ見直しをするのか、それとも全く見直しをせずこのまま行くのかどうかというのは大きな違いがあるのかなというふうに思うんです。

なぜそんなことまで言うかという、吉野地区もやっぱり人口増で増やすというところも今納戸坂の話も出てきておりますので、可能性があるということになりますと、それが、そのことがということはないとは思いますが、一つの足かせにならないかなというところもあるので、その見直しというのは今後もされないのか。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） お答えいたします。

今ほどのお話ですけれども、終末処理場は同じになるのでそういったほかの金額が違うのは公平性がないんじゃないかというお話ですが、あくまでも終末処理場は一緒になるということで、使用料金は変わりません。こちらで使っていたく方も吉野で使っていたく方も変わらないので、その辺は公平だと思っています。

ただ、下水を流す管であったり、もともと農業集落排水事業で造られた管に流すとか、そういったところでももとの事業で造られた設備を使っているわけですから、私はそれは農業集落排水のももとのご負担いただいた方と同じ金額であることが公平だということでお話しさせていただいております。

それと、見直す時期ですけれども、先ほども申しましたように、下水道の施設ももう大分新しくしてから経過しておりますので、また今後、10年、20年というスパンではないかもしれませんが、施設の更新は必ずやらなければならないと思っています。その際の事業費のうちの一部をどういうふうに皆さんでまた新しく来られる方、またその辺で公平に、今度公共下水道事業一本になりますので、その辺でいろいろと考えてまた検討できればしていくべきかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私も今滝波議員と同じような思いで発言しようと思っていたんですが、言っていただきました。

ちょっと確認だけさせてください。今、上志比は農業集落排水やっています。

永平寺町は中央処理で今の終末処理地のあそこで、永平寺のほうは今つながりましたし、それからけやき台もあの辺もつなぐ形になっていると思うんですが。あそこだけは別処理やったかな、やっています。

それと、今松岡の関係あるんですが、そこらの中で費用面、当初の分担金も含めて、違いというのは結構あるんですか。どういうところが違って、金額的にどうなのかは、ちょっと私確認してないんですけど、もしもあつたら、違いがあるということであれば何か表ぐらいにして見せていただけませんかというのが1点です。

それと、管路をやったときという話がありますが、今ほど滝波議員、それから金元議員の意見を聞きながら、私は滝波議員と同じ質問をせなあかんと思って今確認したんですけども、私の考えでは、やはりそこら辺りは管路がその当時の施設も古くなってきているわけですし、だからそういうのを含めると、やっぱりこの際だから統一するほうがいいんじゃないかなという気もするんですが。そこらも含めて、旧永平寺地区、上志比地区の違いというのはどのようになっているんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） まず、それぞれの事業によって分担金の徴収方法と違いますか、内容については違ってございます。松岡の公共下水については今お話ししたとおり、平米当たり、面積当たりの単価でございます。

旧永平寺の特環のほうにつきましては、公共ます1個につき戸数割で20万5,000円。そのほか、地積割、面積ですね。面積割でプラス平米当たり210円。これが一般家庭ですが、またこれが事業者の場合ですとそれぞれまた別の単価をプラスするといったような計算方法になっております。また、これについては今口で言っただけですので、また資料ありますのでそちらのほうはお示しすることはできると思います。

上志比は、先ほど言いましたように、1戸当たり40万円ということでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） そうすると、要は面積条項が入っているのは松岡、永平寺が入っていますよと。上志比はそれはいいですよと。要はその面積にはなくて、戸

数でやっているということですね。

うちのところは、多分、公共ですがその家に2個あれば当然2個。2個持っているご家庭もあるかと思うんですが、それは家の面積等によってもありますが。

そうすると、例えば永平寺のほうでも、今ほど金元議員言ったように、雨水は、それは入れてない形なんでしょう。要はつないでないですね。そう考えると、そこら辺りの考えからいくとやっぱりちょっと妥当性も違いがあるなというふうに思います。

これは今ほどの期限的には統一したとき、または管路云々というのはそういうことかと思うんですが、そう考えると早めにそこら辺りは直さないといけないような気がするんですけど、そういうふうに思っています。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） もともとの事業を始めたときの分担金の考え方というものにつきましてはちょっと私も今お答えすることはできないんですけれども、やはり面積割といいですか、地積割というのはやはり先ほども言いましたように、資産として価値があるといいですか、そういった部分での負担もいただくといったことだと思っておりますので、その辺はご理解ください。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第28号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時25分 再開)

～日程第6 議案第29号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、日程第6、議案第29号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長(朝日光彦君) それでは、議案第29号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書125ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、近年、各地で発生している大規模災害における初動に対して、より確実に対応できる体制づくりが必要とされております。そのため、新たに地域の防災活動を中心的に担う自主防災組織リーダーを永平寺町消防団機能別団員大規模災害時活動支援員として任用し、災害時の初動体制強化を図ってまい

ります。

これに伴い、現在の条例定数315名を415名に変更するため、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行させていただきます。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 確認させていただきます。

今、この大規模災害に備えて、ここの文書にもありますように、来年度より消防団員の条例定数を改善するということは、ここにありますように機能別消防団員ということで地区のそれぞれの自主防災リーダー、例えば各地区に1名ずつ配置されていると思うんですが、その方々が、消防団員としての扱いになるという発想ですね。そうすると、消防団員としてのいろんな服務規程も含めて出てくると思うんですね。そういうものをきちっと理解というんじゃないですけども、しながら自主防災組織のリーダーになっているのか。

例えばその選び方として、当然、私どもの当地区見ると過去の消防団員で頑張ってきた方が今リーダーになっています。しかし、あるところには区長さんがそのままなっているところもあります。区長さんとなると、今度は町の職員の準じた形になってくる。その違いいろいろあると思うんですが、その消防団員としてのきちっとした位置づけになることによっていろんなその規制——規制という言葉はあれですけど、自覚も含めてそのリーダーの方々が確認してるのか。そういう組織もできて上がって、そういう形で組み入れるということがもう理解済みなのか辺りなどが1点。

それから、ここによると公務災害が適用されて非常にいいという形になると思うんですが、例えばいろんな災害起きたときに消防団員もそこはそうですが、当然、会計任用制度の今の町の任用制度も会計任用制度によって、例えばいろんな大規模災害になったときには出ておいでと言ったら出てくると。そういうような規定もされてくる形にもなっていると思うんですね。そういうような形になると、そこら辺りの関係ができていいのか、そこら辺りちょっと確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 各種防災組織のリーダーの方には、昨年の吉野地区でありました訓練におきまして、皆さんに安全室のほうから説明させていただきまして、こちらのほうからも説明をいたしまして、確認をさせていただいてご了解を得ていると思っております。質問等もございませんでした。

なお、当然、その活動の内容につきましては事前にこちらのほうから町長と消防団長が決めまして、やっていただくリーダーとして活動していただいている中において何ら変わりはありませんので、当然、それにつきましての公務災害に係るというような認識をしていただいております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私が懸念するのは、その消防団員の身分を有することで公務災害保険もそうだと思うんですけど、その消防団員の身分を有するということによって仕事の内容そのものは何もあんまり変わらないかもしれませんが、それによって規制部分であるとか、何かあったときには必ずそういうものをしなきゃいけないとか、そういうようなところが僕は発生するんじゃないかと見てるわけですよ。そこら辺りの、要はコンセンサスというんですか、そういうのはきちっと取れてますかということです。それは消防長今説明をしました。意見がありませんでしたという形じゃなくて、文書できちっとこういう場合はこうなります、こういうことになるというのはきちっと相手方、まずその組織のところが確認取れているのか。

それから、各地区で自主防災組織リーダーを選任するに当たって、そこまではあんまり言ってないわけですね。全然確認してないんじゃないかと私は思うわけですよ。だから、そこら辺りのやはりきちっとしたものはつくるべきじゃないかと思うんですが、そこら辺りはどうかということです。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 自主防災のリーダーの方には、説明の中で今までの消防団員となっても仕事については負荷をかけない。今までの形をお願いしている状態でございます。それに伴っての公務災害がかかるというようなことで説明をさせていただいております。

なお、今後のそういうふうな次のリーダーの方とかそういう選任するときには、きちんとかこちらのほうからまた説明させていただきたいと考えております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私言いたいのは、大規模災害等があったときに、当然その地区で自主防災のそのリーダーとしていろんな形で活動しています。しかしながら、消防団員というのはあくまでもきちとした規律の、そういう規則の中でいろんな公務災害の中で、例えば大規模災害あったらこういうところに出動してくださいという要請が来るわけですね。そこら辺りが自主防災リーダー等がそういうようなのではないのかなと。何かそこら辺りがちょっと曖昧になっているんじゃないかという気がしておるわけです。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 自主防災の大規模災害の活動支援員につきましては、初動体制において活動している。地区においてだけでございまして、永平寺町でほかの地区に行ったり、そういうことはございません。

なお、連絡協議会においてそういうような形で活動をしていただく場合もございますけれども、まず避難所の開設とか誘導とか、そういうような活動をしていただくような形と説明させていただいております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる消防団員ということで公務災害に対応できると。それで補償されるという、それはすごく大きいことなんです、今上田議員も言われていることで心配なのは、今消防長は若干言われたんですが、もう少し声を大きくして言ってほしいのは、災害時の仕事について、ここでされた自主防の幹部の人たちは消防団員になると規律によって、例えば指示によっていろいろ動くこともあるけれども、地域に責任を負うという性格上、そこで仕事を全うしてもらおうということをもっと声を大にして言うことで分かりやすいんでないか。そのときのもし何かいろんな体に変なことがあれば公務災害に適用できるようになりますということで、もう少し分かりやすくしたほうがいいのかな。

ちょっと我々のほうが、自主防の人まで取られてしまうのという思いになるんで、そこはお願いしたいなと思う。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 自主防のリーダーの皆さん、本当に今永平寺町地域で活動させていただいて、また地域の皆さんの取りまとめとか、啓発もさせていただいております。その方に、今回、身分をしっかりとしていく中で、今おっしゃられたとおり、例えば消防団でその方々に違う仕事をってもらうということになりますと、

そもその地域の自主防のリーダーの意味合いから外れてしまいます。やっぱりずっとそこでいろいろ皆さんのリーダーとして取りかかって、またその方を中心に、いざというときには動く、助け合う、そういった状況ですので、これについてはこういった消防団員になられてもしっかりと地域のリーダーとして活躍していただく、これが災害のときには求めているところですので、しっかりお願いしていきたいと思います。

ただ、今度広域になる場合、今、連絡協議会というのは小学校区でつくっておりますが、その中での協働とか、こういったときにはまた少し落ち着いて、次の段階に行くときには話合いのまたリーダーとしてというのはあるかもしれませんが、基本的にはやっぱりその地域をまとめていただくということでお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第29号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第30号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第7、議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長(朝日光彦君) 議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書127ページをお願いいたします。

今回の改正理由は、近年、電気自動車等の航続距離の延長に伴い、搭載される電池が大容量化してまいりました。その電池をより短時間で充電するため、現在の急速充電施設の高出力化が進んでおります。このようなことから、総務省、消防庁より急速充電施設に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、永平寺町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

現行の火災予防条例において急速充電施設は、全出力が20キロワットを超えるものから50キロワット以下と定められております。その上限を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備をするものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行させていただきます。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第31号 永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第31号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 議案第31号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更につきましてご説明いたします。

議案書の129ページから138ページにかけてでございます。

平成30年4月の法改正を受けまして、合併特例債につきましては永平寺町のような震災前に合併をしていた自治体においても期間を5年延長して取り組むことが可能となったところでございます。本町におきましても、合併特例債を活用したまちづくりを今後5年間継続して行いたく計画の変更を行うものでございます。

変更の内容についてでございますが、まず130ページの上段ですが、計画の期間につきましては、5年延長しまして令和7年までの20年間とさせていただいております。

次に、131ページに記載しておりますが、人口の見通し、世帯数の見通し等につきましては、昨年策定しました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンに合わせる形で変更を行ったところでございます。

また、132ページ以降につきましては、取組を行う事業について記載をしているものでございます。

特にこの新町まちづくり計画に記載がない事業につきましては、今後、合併特例債を活用することができません。町としましても少しでも将来負担の軽減につながる有利な合併特例債の活用を図りたいと考えているところでございます。そのため、今後5年間で想定される事業として合併特例債の活用が少しでも可能性として考えられるものを漏れがないよう、幅広く計画に盛り込ませていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが新町まちづくり計画の説明と代えさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） このたび、新町まちづくり計画、5年延長でということと改正したということなんですが、多分、本来、議会の議決をしていただくという議会に敬意を払ってということなので非常にありがたいとは思っているんです。

が。そうですね。議決事項ではないとは思うんで。ないというか、必ずしもせなくてもいいんじゃないの。振興計画もそういう扱いに、議会でやってほしいとなったと思うんですけども、それと同じようなたぐいなんかなと思うんですけど、違うんですか。失礼しました。

答えてもらっても終わってまうんですよ、私の質問が。

それで、合併当時の新町まちづくり計画、かなり期間をかけて策定委員の方でしたっけね、たくさんの方の方が、町民の方入っていただいてやったんだろうと思うんです。

前回の改正のとき、僕ちょっとあまり覚えてないんですけども、今回の改正についてある程度どこで決めていくのかという手順を教えてくださいたいんですけど。要は、ここまでして時間と人をかけて協議した中で、また5年延長ということで必要なものをのせていくというのはわからんではないんですけども、要はこういう必要なものをどこで協議したのかなって思うと、役場内で考えて出していたってということなんだろうと思います。そうすると、ある意味、町民の総意をもってということになると議会で議決をもらうということが必要というような仕組みになるのかなと思っています。そういうことであれば、正直言うともう少し説明をいただきたいかなと思うのが正直な私の実感であります。

それで、そうはいつでも出てきているので、まず合併特例債、たしかこの合併当時のときにはこれくらいの合併特例債、有利な特例債、枠ありますよって。その中でこの主要事業、主要施策について、たしかこれくらいの見込みで、これくらいの多分枠よりも大きかったと思うんですけども、これくらいの事業規模での計画を出しましたよっていうことをたしか教えていただいたような記憶があるんですけども、そういった意味では5年延長の中で、今まで総枠ここまでの枠をいただきましたよっていうことと、あと現在、ここまで使いましたよ。あと残りこれだけです。あと、残りの提出する事業の事業内容とか、事業のこれくらいのことを計画してるってというようなところまでのところの説明はいただけないのでしょうかというのが1点です。

それと、ここで見ている、改めて見ますと、主要施策、主要事業というふうに書かれているんですけども、いわゆる各論に入るのは主要事業ということになるんですかね。要は、その事業名を出しておかなければならないということなんだろうということで理解をすればいいんでしょうか。

それと、もしもこのあと5年間でもっと大きな事業をせざるを得ないといった

ときに、この特例債を使おうと思うと、もう今の時点で入れておかなければそれは使えませんというふうになってしまうのでしょうか。そういう意味では、本当にもっと我々も吟味して考えなあかんのではないかなとは思っているんですが。

その3つお願いします。

○総合政策課長（原 武史君） 新町まちづくり計画につきましては、合併に合わせる形で十分な審議といたしますか、内部の検討等も町民の皆様も入ってやっていたというところで、その後、27年の計画変更、また今回の変更につきましては町のほうでやっておりますが、基本的には考え方の方向性とか、政策の方針等につきましては当初の考えを損なわないような形でやっておりますし、細かい各論の事業のところにつきましては、実際、その事業が合併特例債の対象になっていくんですけれども、時代の流れといたしますか、ちょっと変わったりとかしますので、そういったものを今回も今後5年間で行われるであろうということを想定して盛り込ませていただいたものでございます。

また、実際、事業の展開に当たってはこれまでもそうですが、毎年度の予算の時期であったりとか、主要事業であったりとか、そういったものでその都度都度、その中身等につきましてはご報告させてもらっておりますし、当然、今後もそのような対応をしていくことになると思います。

また、合併特例債でもしここに載っていないと駄目なのかというところがありますが、例えば基本の政策といたしますか、その中で個々の事業としては仮に載っていないなくても、まちづくり計画の中に載っている概念とか考え方で当然読み取れるものはその後でもそれを説明して対象にはなるというものでございますし、これまでもそういったことで対応している事例もございます。

あと、金額の枠組みのことは今財政課さんのほうから説明いただきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 議員の皆様もご承知のように、合併特例債につきましては合併後10年間、それが平成23年の東日本大震災をきっかけにもう5年延ばしましょうと。そして、先ほど政策課長が申しあげましたように、30年の法改正によってもう5年延ばしましょうという流れでなっております。

合併特例債につきましては、永平寺町の発行限度額は109億9,000万ほどございまして、そのうち、併設的事业に充当できるのが94億1,000万ほど、あと基金造成に15億7,000万ほどということで枠をいただいております。

ます。これまでの令和元年度まで54億4,900万の実行を行っております。また、令和2年度では4億7,000万ほどの発行見込みでございます。

事業的なことにつきましては、財政課が秋口、11月の全協で毎年中期財政計画の時点修正で事業なんかをお示ししてございます。それも5年計画で動かしていただいておりますし、昨年の11月にもこれの事業に見合うような内容のものについてはご説明させていただいておりますし、先ほど政策課長が申し上げましたように、当初予算におきましては主要事業とか、そういうふうな今後の見込み的なものもご説明申し上げておりますので、今回の修正の中には、くどいようですけれども、今後の財政計画の中にあるような事業も網羅させていただいておりますし、今後、見込んでおかなければならないような事業のことも踏まえて入れさせていただいているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今、特例債109億9,000万、建設事業に使えるのが94億1,000万。令和元年度までのと令和2年度を引きますと、残りおよそ35億ぐらいですね。そうしますと、その35億に見合ったこの主要事業について一体どれぐらいのことを盛り込んで、今、新町計画変更するのですかっていうことをお聞きしたいんですけれども。

それと、先ほどの事業が載ってなければできないのかという質問は、逆に主要施策の中でそういう推進の事業とかっていうのをやればそれによってやるということであるならば、あえて具体的に主要事業を出さなくてもいいんじゃないかなんと思っているんですけれども。

それと、もう本当に個々の質問もしたいんですけれども、これ、今まであまり聞き慣れない言葉も出てくるので、これは私が認識が不足なのか分かりませんが、132ページの循環型社会の構築で、一番下に地球温暖化対策実行計画ってあるんですけれども、これは町にあるやつなんですかっていうのと、本当に細かくなって申し訳ないんですけれども、これ一個一個言うてると大変になるんですが、何かそういうようなことで、もう少し時間取っていただくといいかなどは私は思っていますが、取りあえず先ほどの最初の2点、35億の特例債、残りの枠の中で今出している事業、どれぐらいの事業総額になっているかということと、あとそんなに、逆にそこまでないということであれば、先ほど新しい事業、載ってない事業はできないのかっていったら、主要施策の中でそういうような大枠で捉えている表現であれば、個々の事業

についてはそれに乗せてこういう施策の一部ですよというふうに言えるならば、特に主要事業を細かくは別に変更とはいえど載せなくてもいいんじゃないかなと思っっているんです。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） どれぐらいの事業規模を見合っているのかといご質問でございませうけど、私どもとしましては残りの35億を有効に活用できるような事業をしたいので、積み重ねではそれ以上の事業を計画は思っています。そういう考え方で、国のほうにも示すようにしております。

ただ、今ほど言われるような、個々の事業項目を入れておかなくてもいいんじゃないかという考え方もありますが、ある程度は実効的なものもありますので、見込めるものについては記入させていただいておりますし、先ほど言われたように突発的なものがあつたらどうするんやというときには、その上位の文書の中でその事業を読み取れるようなこともできますから、そういうものについても国のほうでは認めてやろうという話になっておりますので、町にとって必要な事業について合併特例債を活用させていただくというのが本則でございませうので、その点はそこまで細かく書く必要がないという考え方も分かりますけど、制度上、いろんな事業の採択にのれるような書き方しておいてありますので、その点はご理解いただきたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この合併特例債につきましては、1つのいろんな事業をやる中でひとつ有利な資金をどう活用して、どういうふうに運用していくかの中で、この合併特例債というこの枠があることで一つの選択肢になってくる大きなことかと思ひます。

それと、細かいことを入れなくても網羅するのではないかというお話もありましたが、事務的に申請をしたりするときに、申請書がしっかりとこの部分とここに該当しますからお願いしますという話の中で、ざくっとしていますとそれがまた認められるか認められないかというそういったときもあるのかなと思ひますし、また事務的にもいろいろなそういった作成に労力が取られてしまうこともありますので、こういった5年の機会にしっかりとこれから想定できること、そういったことは盛り込む。

ただ、その盛り込んだことは絶対この合併特例債を利用するとか、そういったことではなしに、一つ一つの事業の中でこの合併特例債を利用したほうがいいの

ではないかどうか、それはしっかりとこちらのほうで議論して、また予算組み、また皆さんのご意見をお聞きしながら進めていく中で、そういったためにこの計画が必要だということをご理解いただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） やっぱりちょっと数字示していただきたいなと思ってはいたんですけど、なかなか無理っておっしゃるので、そこは断念しますけれども。

ただ、多分、この新町計画から以後、当然、振興計画に基づいてもう一つ、まち・ひと・しごと関係するんだろうと思いますけれども、それらの事業がここに変更のところにも載っていますよということであるならば、ぜひこの振興計画のこの部分ですよというところを教えてくださいとありがたいなと思っているんです。

これ、リンクしているんですかね。第1章、第2章って全部。こちらと。してないですよ。

それと、135ページに、ごめんなさい、これも私の認識不足なのかも分かりませんが、主要事業の防災になるんですかね。民放ラジオ等の難聴解消云々という事業というのは今やっていたんでしたっけ。やってないですよ。これは、例えばこれがこちらに載っているとかっていうところはあるんですか。

要は、そんなんでここに載ってますよっていうんなら、このこういう事業ですよというところが分かると、ああ、きちっと町民も含めて審議した内容はここに載っているんですねということが分かるんですけれども、あれ、初めて見るような事業、これあったっけなって思うやつがあるので、ぜひそういうようなのをお願いしたいなと。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどの、例えば民放ラジオ難聴解消ということをおっしゃっていますが、これらについては今後、こういうふうな事業が出てきたときに、これに乗りたいな、事業を永平寺町的に、枠的にふさうものであれば、その事業に乗っていきなというふうなことも踏まえた事業計画も入っていますので、この事業を必ずしもある、今現在あるかといったらそういう意味でなくて、こういうふうな事業を町としては今後、検討できるようなことも必要かと思っておりますので、その分についても将来を見越して、こういう事業が出てきたときに永平寺ちょっと乗れるかどうかという検討の余地といいますか、国へ申請する一助として事業を載せてあるものもありますので、必ずしも今こういう事業があるのでやる

んやということでもないのです。

ちょっと説明が下手で申し訳ないですけど、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 例えばこの当時、15年前ですか、そのときにはまだなかった技術とか、この難聴ラジオを防災に使おうというのが当時あったんかどうか、まだ当時のここにあったのどうか、今、それが結構スタンダード化になってきている中で、ひとつうちの町でも取り入れるかどうか検討をして、もし取り入れよくなった場合にはこういった有利な合併特例債が使える。

今のページの一番下に、例えば「えい坊館」というワードが入ってきております。当時はえい坊館がなくて織物会館だったんですが、今、月日がたった中でそこはえい坊館になったというのをまた入れていく。当時とは違ってきていることとか、そういう新しい技術、そういったものを盛り込んでおくことによって、いざ検討した中で、これはうちの町ってなったときには申請をして合併特例債を使うことができるということになりますので、そういったこの計画も、いろいろな計画も、それから大きく逸脱をして、ばんてやるのではなしに、そういったことを付け足していつている。基本の構想といいますか、それは変わっていないということはご理解をお願いします。

○議長（奥野正司君） 滝波さんは今3回終わっていますので、ほかの方ございましたら。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私もいろんなのを聞こうと思って、半分以上は、まず前段のところは滝波議員と同じなので、最終的にお金どんだけか、そういう何かというのを聞こうと思ったんですが、また、それについてはいろんなときに論議したいと思います。

それで、私のほうは、この中で今ほどありましたように、この計画の変えるのを、今のこの議場のここだけでやるんじゃなくて、事前にある程度話をしていつて、それで今回のこれに持ってくるというのが僕は手順じゃないかなと思うので、やったというかもしれません。ちょっと私、ごめんなさい、やっていたんならあれなんです、ごめんなさい。

ここ数点ちょっとお聞きしたいところがありますのでお願いします。

ここに書いてあるような項目のページで8ページか、これで行きたいと思いません。

当初のところで、この5年計画を20年にしましたよというのは、これは分かります。それから、下のところの8ページのところで、ジャンクションのところでもう開通したのでこういう文書に変えましたよ。それから、今ほど「(永平寺参道IC、永平寺IC)の追加」を入れたと。これはできたからそれは分かりません。

そこで、ちょっとこれ私勘違いしたらおかしいんですが、ここで言う世帯数の見通しの42のところですが、人口推計グラフのところの3つ目の丸の「令和2年に修正データ」という言葉が全部入っているんですが、その一番下のところの3つの丸の真ん中のところだけ、その文書が違うんですが、それがただ単にあれなのか、ほかのところは全部文章が入っているので同じように追加、「令和2年に修正及びデータ修正」というものですが、ここで言うとその下の「32年のデータを追加」だけしか書いてないんで、詳しくは見比べてないんで、そこがあまりにもちょっと違ったのでお聞きします。

それから、この52ページのところ、3ページ目のところですが、ここで当然のように風力発電の問題とか太陽光発電のところ若干変わって、ここにLEDと、それから地球温暖化対策実行計画に沿って取り組んでいきますんで、この地球温暖化対策というのがある面では風力とか、今後の太陽光発電とか、いろんな意味でのそれにつながるんで盛り込んでいきますよと、この言葉で網羅して、それもできるんかというのになって、ここを削除した理由はそれかというのを聞きして、それでできますよというんかどうかというのを聞きしたいと思います。

同じようにめくったところで、主要事業欄の修正で公共施設のLED化、これが載っているんですが、あとのいろんな太陽光も含めて、そんなのを削除したのは、例えば今ここならちょっとそこら辺りがどうなのかというのを1点。

それから、同じページの56、主要事業の高齢者福祉の充実、児童福祉の充実のところ、例えば放課後児童クラブの云々というのを書いてあるんですが、「児童館」のところは消されてますね。それから、「認知症の高齢者グループホーム」云々というところも消されてます。これがなぜそういうふうな、例えば児童館も含めてなくなったのか、落としたのか。これに準用するような言葉があるんかというのを、これで言うと58ページのところですね。健康づくりの支援のところ

全協資料。全協資料でも一緒なことやと思うんですけど。この主要事業のと

ころの、先ほど言ったように、ここに書いてある58で今言っています。このほうが分かりやすいと思って。この計画の中に健康づくりの支援であるでしょう。ここで言うと健康づくり支援ですから。

○ (君) 133ページ。

○2番(上田 誠君) そうです、そうです。健康づくりの支援のところですね。健康づくりの、ここでこういう形であります。健康づくり支援のところの主要事業のところ、高齢者福祉の充実とか児童福祉の充実のところの欄で、今まであった認知症、いろんな高齢者施設のところの言葉、それから児童館の建設というのが消されて、ある意味では放課後児童クラブとか、やすらぎの郷、翠荘云々というその2つになっているわけですね。その2つの主要事業の、先ほど言いましたように、網羅されるような言葉になるんならそういう網羅される言葉が必要じゃないかということがあります。

それから、その下のスポーツ、レクリエーションは人希の里公園、緑の村公園の整備じゃなくて生涯、これは分かると思います。それから、消防団のところはなくなったようです、ああ、すいません。それから町民の消防のところの1、2、3の主要事業のところ、今ほど言ったラジオ等の、これは多分、防災の中でのいろんな形態、住民の方が電波法のあれの中でこういうラジオ、FM放送も含めて、そういうような整備のほう分かる、住民の方が取られるということで、そういうような私も一般質問で一応したことがあるので同じこと、それを言ってるんだろうというふうに思っています。

それから、この後は大体、それから公共交通の充実のところ、今までいろんな個別でそれぞれの基本政策の道路整備のところ、主要県道の整備というような言葉でくくってあります。これが全部網羅するんで、いろんなところの出てくればそれで網羅するんでというのであればそれでいいんですが、そこの中にある程度言葉が入るんならということだと思います。

それから、ここでそのその次ですね。基本目標3のところの主要事業、学校・教育施設等の充実のところですね、これでいくと。

ここのところの主要事業欄で学校給食センターの整備、それから食品加工施設の整備というのをなくして、学校給食調理施設・備品等整備事業ということで、学校給食センターとか云々はもう考えないよという意味合いでしたのか、そこら辺りを確認をしたいと思います。

それから、その次の公共施設適正配置と統合整備、第6章のところの74、こ

こです。ここで地域のいろんなバランスやここに替える言葉として「適正配置と統合整備については、住民サービスの低下や」、ここが替わっているわけですね。それから、「十分配慮することを前提に、既存類似施設の有効活用、地域の特性やバランス云々ということで十分検討ということもあります。

その横の改正のところに、例えば「旧町村役場」云々、これ今上志比も改修されましたし、いろんな永平寺のほうも。そこの後の最後のところに、「旧町村域でのまちづくりをサポートする地域振興拠点として位置づけします。また、学校施設等については、通学状況や施設の状況等の総合的観点から十分に配慮し、学校の在り方について、地域住民の理解を得ながら検討を行います。」という言葉が抜けているんですね。これが替わっているんですが、こちらのほうはどういうふうな、この文章の中に網羅されているのか。あえてちょっと細かくこだわって申し訳ないんですが、お願いしたいと思います。

それから、一番最後のほうの歳出のところで、町立診療所等云々が新しく訪問診療所できたというのは分かるんですが、そこで「企業会計」という言葉が抜けているんですね。こっちから会計のところで、そこら辺りのちょっと細かいんですが、そこら辺りなぜかというのは。

要は、こういうふうなこういう議会の中で論議する前に、もうちょっと私が勉強不足かやらなかったというのかしれませんが、条例出てきて、改定の改正に出てきて今言うのはというのは重いかもしれませんが、そこら辺りをちょっとご説明いただければ助かります。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 細かなことは今担当課からあるかもしれません。

まず、ご理解いただきたいのは、この計画をもとに合併特例債を借りるときに申請をするときに、ここの文言、ここの部分があるから申請しますよ。また国のそういった機関もそうです、この計画に盛り込まれてますねということでやっていく中で、この計画をつくっていく。

この計画の中には、もともと最初の合併のときにつくった基本となる計画もありますし、今の振興計画、いろいろな計画を超えることはありません。その中の文言を今月日が流れたことによって、より現状に合ったことに変えていく。また、いざ、このいろいろな事業の中で全てを使うわけではないのですが、この事業を使うときにはここにこういった内容で示してありますので、合併特例債を使わせていただきますというふうなことにつくらせていただいていますことをご理解を

お願いします。

○議長（奥野正司君） 副町長。

○副町長（山口真君） 町長と同じような話をするんですが、ちょっと補足をいたしますと、先ほど課長からも言いましたように、そもそもこの計画は合併してから10年間の新町計画という形でつくられました。その後、5年間延長しますからもう一度出し直してくれというようなことがあって、平成27年度に一度変更計画を出して、そしてその28年からの5年間の合併特例債の期間延長を受けて合併特例債を活用しているというところですよ。

その後、さらに5年間延長しますよ。また出してくださいということに応じて今つくっているわけでございます。

平成27年度のときにも同じような形で議会にお示しして議会の議決を受けているということなんですね。そのときにもご説明したように、合併特例債を活用して、今後、まちづくりに展開していくということなので、できるだけ多くのことを盛り込んで、合併特例債に対応していきたいというのが趣旨です。

先ほどご質問たくさんおっしゃいましたけれども、かいつまんで言いますと、循環社会の構築、これ、前は太陽光発電導入とか風力って書いてあったのが、今度変わりましたよね。もうこれはしないんですかとか、もうやったからいいんですかとかそういうことではなくて、27年度の見直しのときには、こういった循環社会の構築ということでどういったことが考えられるだろうかとしたときに、その当時は太陽光発電の活用をする。これも入れておいたほうがいいんじゃないかということだったんです。

今回の場合は、それよりもより具体的に庁舎とか、そういった施設のLED化のほうが現実的かもしれないな。じゃ、これはちょっと差し替えようかということで、もう太陽光発電は一切やらないという話ではないんです。そこはご理解いただきたいなと思うんです。

それとか、そのページにあります認知症高齢者グループホームという、これもその当時、こういったことが考えられるだろうということで、現実的に施設を開業して、その補助金なんかはこれは特例債使わなかったんですけれども、そういったことに使いましょうということで、そのそのそのときで合併特例債をいかに活用してまちづくりをしていくかのために提出する計画だというふうにご理解いただきたいというふうに思っています。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 19 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど議案第 31 号の第 1 審の後に休憩をいたしましたが、今ほど議運の委員長から説明がありましたように、この後、本日予定の議案第 32 号、33 号、34、35 号と議案第 3 号を一番最後に持ってきましたが、この審議をいただいて、その後全協ということで予定をいたします。

○議長（奥野正司君） 議案第 31 号につきましては、この後、先ほども途中でまだ残りの質疑はあるかもしれませんが、全協において説明及び質疑を受け付けますので、ここで第 1 審議を閉じたいと思います。

本件について、第 2 審議に付したい案件はありますか。議案第 31 号につきまして。

4 番、金元君。

○4 番（金元直栄君） 新町計画というのは、合併の協定のひとつの条件に入る内容でした。つまり、議会とか行政も含めてきちっとそれを認めて進めるということですから、やはりそれなりの手続をしてほしいというのが第一です。

例えば当時新町計画の中には、機能補償道路の整備のことなんかについては入っていなかったと思うんです。それを入れるようにしたのも合併協議会で優先順位を上げてきちっと位置づける必要があるんじゃないかということで、ここで具体的に幾つかの線を書いてある、その一番上に位置づけた経過があります。

さらに、当時、合併の協議の中で話題になっていたのが、一旦、この吉田郡 2 町 1 村の合併については破談になったことがあります。破談になったことの原因が、合併の条件として上志比から示された 5 つの条件、そのたしか 5 つ目だったと思うんですが、学校の統廃合が条件やということで入ってきました。これも合併協議の中で随分大きな論議になりました。

それについては、要するに大人の都合を子どもたちに押しつけては駄目だということで、これはわざわざそれを条項にしてこの計画の中に入れてきた経過があります。これは説明資料の 8 ページですけど、基本目標 3 の多彩な文化と自然にふれあうまちの第 6 章ですか、公共施設の適正配置と統合整備の課題のところ、一番最後に学校施設等については 3 行加えたんですね。「通学の状況や施設の状

況等の総合的観点から十分に配慮し、学校の在り方について地域住民の理解を得ながら検討を行います。」という表現で、これは逆に合併ありきという進め方については駄目だよということで入ってきた文章でもありました。それが今回なくなっていることなんかもありますので、やっぱり町の基本的な方向を、理念の問題に関わるということで十分やっぱり学習していく必要があるのではないかなと私は思っています。

それに、今回、合併特例債を得るためにこういう計画に入れる。これは分かります。例えば何か道路をつける。それに10億円かかる。社会資本整備事業で55%の支援がある。残った45%について5%を除いて95%について合併特例債を使う。7割来る。後年度支援がある。合計1割5分ぐらい負担で10億円の事業でも1億5,000万ぐらいあれば道路がつけられる事業にもなるわけですから、それは理解できる。

ただ、それがこういうときに示されたときに、3つの事業だけに説明の中で示されると、えーって敏感になるということがありますし、やっとな新町計画をこれから延ばしていく、5年間延びるんですが、そのとき町の基本的な理念の問題を一遍ここで論議することも必要なんではないかなって私は思っていますので、ぜひそういう時間を本来は欲しいと思っています。

以上ですけど。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、本件については、これで第1審議を閉じます。

ただいまの第2審議に付したい案件、金元議員の発言につきまして、ご賛同される議員の方はいらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（奥野正司君） では、後ほど予定案件終わった後に全協での説明あるいは質疑を踏まえて第2審へ移らせていただきたいと思います。

～日程第9 議案第32号 勝山・永平寺衛生管理組合同規約の一部改正について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第32号 勝山・永平寺衛生管理組合同規約の一部改正についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、議案第32号の補足説明をさせていただきます。

議案書の139ページをお願いします。

規約の第12条で、現在の規約第12条では、議会の運営に関する経費と管理運営に関する経費について勝山市と永平寺町の負担割合を定めておりますが、これに施設設置に関する経費の負担割合についての追加をお願いするものです。

施設設置に関する経費とは、勝山市が令和8年度に供用開始を目指す下水道終末処理場にて、勝山市と永平寺町のし尿処理の共同処理施設の設置に関する費用です。

この経費につきましては、勝山市と永平寺町の負担割合を、計画処理量割にて負担することとするもので、勝山市、永平寺町それぞれが勝山・永平寺衛生管理組合負担金を納入することにするため、当組合の規約の改正をお願いするものでございます。

一部改正では、12条に關係条文を修正しまして、議会運営、施設設置、管理運営のそれぞれの経費の負担割合については、別表を新設して定めることをお願いするものでございます。

なお、この改正後の規約は令和3年4月1日から施行することを予定しております。

なお、この規約の改正は、組合の構成市町である勝山市と永平寺町のそれぞれの議会に議決を求め、議決をいただいた後に県に申請し、規約改正の承認を取ることとなっておりますので、よろしく申し上げます。

以上、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第32号、勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第32号、勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第33号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、議案書の141ページをお願いいたします。

公共施設敷地内における物損事故に係る損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日が令和3年1月12日。事故発生場所、永平寺町松岡吉野26-3(吉野小学校体育館北側駐車場)でございます。

事故の概要でございますが、吉野小学校体育館北側駐車場に駐車していた車両に、小学校体育館屋根の落雪によりまして助手席側のドアが破損したというものでございます。

事故の種別につきましては物損事故。損害賠償の額が10万6,154円。全額、全国町村会総合賠償補償保険により対応をいたします。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この損害賠償の額を定めることに、吉野小学校北側の体育館の北側にある駐車場であった物損事故だということで、以前にもここでありましたよね。これはこっちからもちゃんと指摘したいのは、幼稚園の先生方って駐車場はないんですよ、あそこ。小学校の先生方は学校の前の校庭の東端のほうに止めるところがありますし、そんなことを考えると、子どもたちをいろいろ見ていくべき人たちや、送迎に来る父母も含めて車を置く場所はどこにない。雪がなければどこにでも置けるんですけども。そのことを考えると、もう少し配慮も必要なのではないかなって思うんです。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 小学校体育館北側には駐車ますを設置した駐車場はございます。その前に町道もありまして、その前が田んぼということでスペースは十分あると思いますが、ただ、その雪が豪雪等により屋根雪が落雪するというようなことにつきましてはシーズン前にカラーコーンを置くとか、車がちゃんと駐車できるスペースを取って、なおかつ車両が破損するようなことがないようにカラーコーンを置いたり、安全対策を十分取るということを再度指導させていただきなから使用していきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 指導だけで終わればいいんですが、現実的には僕は大変だと思うんです。幼稚園とか保育園、ここはなかよし園の分園にもなっていますから、小学校が休校になっても保育園なんかはちゃんと開いているんです。先生方は来てるんですね。現実的には車を止めるところがないんで難儀しているというのは僕らもこっちへ出てくるときによく見るんですが、近くに農協の元の支所の跡が

今生産組合の倉庫だけと、その前の駐車場は確保しているようですが、それ以外については僕は確保できる条件があるので、そこはちょっと考えてあげないと、これは我々の先輩方を含めた大人の発想で、学校の奥のほうに送迎が必要な小さい子どもの施設を造るっていうのは、これは松岡も同じですけど、そういう発想があるということは僕は本当に冷静に反省せなあかんとは思いますが。

しかし、現状で見るとやっぱり今車社会ですから、そこも現実によくにあるのなら、町が入ってそこをどうするかということも含めてぜひ考えていただけるとありがたいかなと。雪のないときはいいですよ。雪のあるときについては、そういう対応も必要なんじゃないかなと私は思うんですよ。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今後、関係機関、関係者、それぞれ関係者がいますので、そういった方々と協議をしていきたいと思っておりますけれども、あくまでもその公共施設の敷地内にある駐車場を有効に利用させていただくということをまず念頭に置いて、そういった場所があるのであれば利用可能かどうかというのは関係者等を含めて検討はさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第33号、損害賠償の額を定めることについての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第33号、損害賠償の額を定めることについての件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第11、議案第34号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、議案書の142ページをお願いいたします。

町が管理する道路における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日、令和3年1月18日。事故発生場所、町道松岡5号線です。

事故の概要でございますが、車両が町道松岡1号線から町道松岡5号線へ右折しようとした際、横断用側溝上を通過したところ、グレーチング蓋が跳ね上がり、車体下部の燃料タンクが破損したというものでございます。

事故の種別は物損事故。損害賠償の額が27万6,111円。全額、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただきます。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(奥野正司君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第34号、損害賠償の額を定めることについての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号、損害賠償の額を定めることについての件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第35号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案書の143ページをお願いいたします。

町施設の維持管理における物損事故にかかる損害賠償の額を定めることについて、法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日、令和2年11月20日。事故発生場所、永平寺町松岡越坂1丁目1番地74 越坂団地A-1棟204号室でございます。

事故の概要ですが、上の階の排水管不良により、浴室の排水が当事者宅の洗濯機に漏水し、コントロール基盤に不具合が発生したというものでございます。

事故の種別が物損事故でございます。損害賠償の額が3万6,410円。全額、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただきます。

以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

本件について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第35号、損害賠償の額を定めることについての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号、損害賠償の額を定めることについての件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第1 議案第3号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第1、議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、これより第2審議を行います。

幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業について理事者の補足説明があれば発言を許可します。

○ （ 君） ないです。

○議長（奥野正司君） それでは、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、私のほうから、今回作成いたしました洪水ハザードマップにつきまして説明させていただきます。

このマップには、万が一の豪雨により河川が氾濫した場合、浸水が想定される区域と浸水の深さ、また氾濫理由や河岸侵食による家屋の倒壊のおそれがある区域などを示しております。

これらの危険区域は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに当たりますが、これらとは違いまして、建物の建築制限などを規制するものではありません。あくまでも水害による危険性があることを示す注意喚起のためのマップでありまして、早め早めの避難を促すためのマップであるということをご理解いただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは私のほうからは、災害に対する施設や日頃の安全対策について申し上げます。

昨日もお話をさせていただきましたが、令和3年度の当初予算にて、松岡東幼稚園の擁壁補強工事の実施設計業務委託を計上させていただいているところでございますが、また、災害に対応するためには日頃からの取組である情報発信や避

難訓練も重要でありますので、複数の対策により、しっかり園児と職員の安全を確保していきたいと思っております。

まず、擁壁の工事についてですが、近年の大規模地震の対応のほか、今回想定されています河岸侵食などの水害にも対応する安全対策となるように、令和3年度の擁壁補強工事の業務を行いまして、その結果に基づきましてしっかりと擁壁の工事を行いまして、安全対策を図りたいと思います。現状では想定される規模には対応した形となります。

もう一つが、ハザードマップを活用した保護者への通知としまして、毎年、入園式や保護者会を通じて園の災害指定区域の状況を把握していただきまして、園での避難訓練などについてご理解をいただきたいと思っております。

また、情報発信も行い、防災訓練の意識への関心を高めていただきます。

勤務する職員につきましても、避難経路を含めて避難、災害に対し同じような認識で取り組んでいくような形で進めていきたいと思っております。

もう一つが、園の避難訓練の実施ということで、現在、毎月避難訓練や年2回の総合訓練をより充実したものとしまして、災害時にスムーズに避難ができるように対応をしていきます。また、防災関係機関とはより連携を密にしまして、大規模な規模になる前に天気予報の情報を事前に把握するとか、河川の水量を確認し、状況によっては速やかに避難したり、園児のお迎えを早くしたり、もしくは休園などをすることに努めまして、早めの早めの対応を図っていきたくと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、東幼児園の件ですけど、まずご理解いただきたいのは永平寺町が河岸段丘になっておりまして、今回、ハザードマップの浸水区域、また今の倒壊のそういった区域、東幼児園だけではなく、吉野園、また御陵園、そして志比幼児園、また松岡幼児園はイエローゾーンと園庭が接している。ここについてはハザードマップとはまた違った位置づけになります。

こういった環境の中で、例えば吉野、御陵、また今度できる新園、こういったところはありますので、町としましてはしっかりと防災に対する意識、また先ほど言いました事前事前の休園であったり、帰宅、または保護者の皆様の住まれているところ、保護者の皆さん自体が住まれているところのそういった状況、こういったこともハザードマップと併せまして、園に通っているだけではなく、ど

ういったときにどこへ避難すればいいか、こういったことをしっかりと啓発をしていきたいなと思います。

何分、そういった点で、河川と共存してきたこの永平寺町の中で、そういった区域があることを認識しながら、しっかりと早め早めの防災の対応を取ってきたいと思います。

○議長（奥野正司君） それでは、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほど答弁いただきました。

おっしゃるとおり、永平寺町は今回のハザードマップで幼稚園・幼児園、幾つかの箇所がこういったハザードマップの彩り、斜線のところに位置するというところがございます。

そういった意味では、地域の一帯が色塗りされているところにある幼児園というのは仕方ないのかも分かりませんとは思っております。

ただ、このハザードマップを示しているのは町のほうですよ。今回出していたのは永平寺町が出していただいたんですが、この東幼児園があるところには氾濫区域であります。これは新たに今回の新しいハザードマップで示されたところでもあります。

ちょうど東幼児園の位置するところの氾濫区域っていうのは非常に幅が広いところになっておりますよね。ほかの氾濫区域よりも。これ、何か意味があるのかっていうことと、あとちょうどその一番川に、九頭竜川に近いところに位置するのがこの東幼児園であります。そういった意味では、ここの氾濫区域のこの地域はかなり危険性があるというふうに考えられるのではないのでしょうか。これだけの幅の広い区域設定をしたということ。そして、そのところの東幼児園が一番川に接近したところにあるということでは、ある意味、この中においてもリスクが大きい、危険性が高いということではないのでしょうか。そういうふうに私は理解するんですけれども、この作った側の、示していただいた側の町のほうはどのようにこの辺はお考えでしょうか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今回のこのハザードマップ、議員の皆様には全域を含めて5部お渡ししてると思います。これらにつきましては、まず九頭竜川の管理者というのが国土交通省と福井県が、どこか志比小学校辺りで境ができています。

この国交省と福井県が作成した、今回、この松岡東幼稚園のマップにつきましては、平成27年の水防法の改正によりまして、平成28年の6月に国土交通省が作成したものを引用いたしまして、このマップはそちらのほうをお借りというか使って作成しておりますので、この家屋倒壊の区域ですね。幅広、これにつきましては、ちょっと詳細までは分かりかねますので、国土交通省のほうがついているということでもあります。

あと、東幼稚園が川に接近していると。この件につきましては、先ほど子育ての課長が申し上げたとおり、来年度、擁壁の測量設計を出しますので、その中で十分協議して、こういったことを示されておりますので、それに対応できるような強度などといいますか、それに対応でき得る擁壁の設計を作成してくると思いますので、どうかそちらのほうでご理解といいますか、お願いしたいと思います。

それと、先ほど言いました平成28年に作成したと、国交省が。このときには五松橋の上流が、もう皆さんご存じやと思うんですけど、あの辺土砂がすごい堆積してまして、また雑木がすごい生えていたんですね。当然、それだけの林、森みたいになっていまして、流れを阻害するといったことがありました。土砂も撤去してきれいになったんですね。この撤去する前の河川の水量を計算しておりますので、当然、今なくなりました。上流、下流においても同じようなことをやっております。

ですので、今回のこの図面というのは最大といいますか、マックス以上の浸水想定区域等を示しているということをちょっと頭に置いていただきたいかなというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足させていただきます。

マックス以上のと今言いましたが、住民の皆さんには自分のエリアがやはりこういう可能性が1,000年に一度の雨、そういったときにはこういったことがあるということを示しておりますので、今、それをしたから安全とか、そういったのではなしに、より水が抜けるような対応も国、県は、ハザードマップを示すだけではなしに、引き続きずっと対応を行っていただいているということですので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今、ハザードマップの位置づけは、今ご答弁いただいた先ほどのご答弁も併せて、そういうことだろうと思います。

ちょっとハザードマップの中のことは詳しくはまた後日お願いしたいと思いますが、先ほど言いましたとおり、今回、こういう氾濫区域、この位置がどうして大きくなったのかというのは一度国交省に聞いていただきたいのと、それと今子育て課長は今回の擁壁工事も含めて、この1,000年に一度のハザードマップを見た中で大丈夫だということをおっしゃったと思うんですけども、それは間違いなく業者もそう言ってるかどうかともまた後で確認をしていただきたいなと思います。

これは別に答弁は後ほどでいいんですけども。

基本的に、ハザードマップというのは1,000年に一度、いつ来るか分からない大災害のときの注意喚起をするために、万が一のときには早め早めの行動ということであります。そういった意味では、報道なんかも見えますと、やはり高齢者や障がい者あるいは避難に支援が必要なそういう施設はできるだけ安全な場所に建てるようにというようなことを言われています。そういった意味では、今回のここにもう一度増築して、ここに何年間か園児を預かるという施設を造るということは、やはり行政としてその姿勢でいいのかどうかということです。それは当然、御陵地区のように全てが色塗りされているところというのは、それは本当に対策を立てて被害にならないようにということとしてはしなければならないと思います。しかし、この今の松岡小学校区の中においては、色塗りされていない地域もあります。そこに住まわれている方々が、逆に東幼稚園に行くということをさせることが行政として本当に正しい姿勢なのかどうかと。本町は防災に力を入れているという中で、やはり例えば神明地区に住まわれている方も色塗りされていないところから東幼稚園に通わせるということよりもっと安全な場所を探すべきではないでしょうかというのが私の主張なわけです。その点どうお思いなかなと思って。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、ずっと建設的にお話をさせていただいておりますが、まず場所がどこにあるかという中で、なかなかこの旧松岡ないということ、そしてその中で、今回、御陵、吉野も浸水区域になっておりますし、1,000年に一度の雨が降りますと50センチから3メートルの水がつくという推計も出ております。

今のそういったお話の中では、これから例えば吉野、御陵が老朽化していった場合は、もう松岡のほうに移すというふうな議論にもなってくるのかなと思います。

すが、先ほど申し上げましたとおり、この永平寺町は河川がある中でいろいろな知恵を絞りながら、そういった災害を乗り越えていかなければいけないなというふうにも思っております。

現実的に、今、この役場の周辺とか、そのところに土地があるのであれば、これもずっとお話をしておりますが、そういったところも検討材料だったと思いますが、なかなかない中で東園を選択させていただいております。

それともう一つ、今、清流地区に新園ができますが、ここも浸水区域になっておりまして、ただ、今回、プロポーザルの中では災害についてのご提案もいただいております。

まず一番大事なのは、災害が来るといふような予測ができたときにどう対応して、その園をまずは開かない、また早く帰らせるか、こういった判断、こういったことはいろいろな防災についてノウハウをずっと積んできておりますので、しっかりとそういった対応をしながら、決してこの東園だけではなしに、全ての園、また小学校、中学校もそういったエリアに入っているところもあります。全てが早く対応できること。

そもそもこのハザードマップは、そういった対応を求めるために作られたハザードマップですので、このハザードマップをしっかりと生かした早め早めの行動ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。3回目。

○5番（滝波登喜男君） 町長、私は御陵の幼稚園も移さなあかんよという話をしているわけではありません。この地域、幼稚園、小学校、学校というところは、当然、地域のエリアの人たちが通ってきますから、その地域全部が色塗りされているところの中では、それは対策講じなあかんと思っております。安全な対策を講じて、その1,000年に一度備えなあかんのやろうと思っております。

ただ、旧松岡小学校区のところでは色塗りされていないところもあるんですよ。確かに場所はと言われると一度提案したこともありますけれども、まだ今ここやということは私からまだ言えてませんけれども、そういった意味ではもう少し考える余裕がいただけないかというのは昨日ですか話をしたというところなんですけれども。

ただ、行政の姿勢としてはそういう色塗りされていないところに造るほうがその姿勢が正しいんじゃないでしょうかということを行うとるんです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、東園には既に園も動いておりますし、園児も通っております。

ちょっと確認をしたいんですが、その中では新園はまだ建てておりません。今から建てます。ここについてのご見解はどういったご見解でしょうか。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私の意見でいいんですよ。おっしゃるとおりなんですってね。

これ、前回のハザードマップは色塗りされてなかったんです。確かに道は挟んで、あちら側は色塗りされているんです。でも、今回のハザードマップでは色塗り、いわゆる50センチから3メートルっていう水深域だったと思うんですけども、そういうところになっているので、ある意味、もう一度再考する必要があるかなとは個人的には思っております。

○議長（奥野正司君） ほか。

8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 今の町長が言うたように、知恵を絞って1,000年に一度の大洪水の場合には、そのために当初は農林省が鳴鹿堰堤のことを皆さん忘れてもうてるんですわ。あそこで昔、今までは平成4年ですか、農林省がやってたのを国交省に代わったんですよ。それから、全部ゲートによって九頭竜ダムの放水とか、下荒井の堰堤の放水とか、そのことも含めて全部24時間管理しているんです。あそこでね。

それで、それから下のほうでの水害というのは減っているわけでございますけれども、あそこが全部御陵の下まで警報は鳴るんですね。少しでも警報は鳴ると。水位が危険状態になった場合にはもう堤防上、全部、あのカラカラ赤いのが回りながらサイレンが鳴る、また放送もするというような、そのことも忘れて今議論を言うてる。そういうことも含めて、皆町民も分かってもらったほうがいいんじゃないかと思えますし、区分は十分しながら保育所も建てたんじゃないかと思えます。

また、当時はサイクリングロードが松岡の五松橋、今度は渡って両側ですけども、本当は志比堺側に鳴鹿まで堤防を造っていただいて、サイクリングロードになれば志比堺の後ろのほうは今現在やっているんですけども、堤防をね。あれもまた薬師まで延ばしてもらえれば結構もつんじゃないかと思えます。

○議長（奥野正司君） ほか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 申し訳ないですが、いろんなハザードマップが示されて以降の論議を見ていると、僕は本当にちょっと寂しいなと率直に思っています。どうしてかといいますと、いわゆるここ二、三年の台風や集中豪雨での教訓は、繰返し繰返し言っていますけど、土砂崩れは想定区域以外のところで3割起こってる。しかし、浸水域についてはほぼ100%ですということなんですね。

つまり、このことをハザードマップは示しているんで、今、川の中州の少ししゅんせつをした、木を切ったということで、それが大きく変わるものではない。たしかダムができて、洪水が少なくなった。中の川の堆積物がそんなにもうたまらなくなったということでしゅんせつはほとんどされてないですけど、よく考えてほしいのは、豪雨のとき、何年かに一遍は泥のツーンと鼻をつく、胸が悪くなるような臭いの川の水って流れますよね。あれってどれくらいの土砂を運んでいると思います、一回の洪水で。ようある川の水に、トラックで何倍泥を混ぜたらあんな色になると思います？ 途方もない量の土石がやっぱり下流域に運ばれているんです。それがやっぱり川に堆積し、氾濫を起こす一つの原因になっている。

1,000年に一度って言いますが、福井震災のときには五松橋左岸の堤防がずたずたになって、その後の豪雨で福井市のほうへ水が入り込んだのは皆さん聞いていらっしゃると思うんです。だから、そういうこともあり得るんです。活断層の上ですから。

それで、僕はこのハザードマップが示されて、まず行政がやるのは、今論議になっています吉野も、御陵も、旧松岡域だけ、向こうのほうも数が多くなりますから、松岡域だけ言うと、旧御陵も——旧でなくて今も御陵ですけど、御陵も吉野も今度は浸水域になっているんですね。

これを見て思うのは、東北の大震災のときに言われたのは、学校で避難計画書を作って持っているかということなんです。今すぐ大人が考えなあかんのは、やっぱり御陵の園の場合はどうするか。もう0.5メートルから3メートルですから、それはああもこうもなしに御陵小学校の2階以上に避難ですよ。最低。近くのビルか、それしかないんです。

もし建て替えるときにどうするかといったら、方法は一つ、かさ上げしかないんです。僕はその地域になければいけないと思いますから。そういうことはきちっと考えるべき。それを今考えるのが大事です。

だから、町全体を見回してハザードマップに基づいて、これ学校も一緒ですけ

れども、特に幼稚園・幼児園についてはそういうところからきっちり今見直しが第一。一步足を止めるというのが大事ではないかと思っています。

それに、質問ですよ。安全なところは、町長はよくどこにあるって言いますけど、僕は具体的に前から言ってますよ。今、幼児園の中で安全なのは、なかよし園と西だけです。だから、そういうことです、安全なところはあるんです。今の状況見ると、東園よりもまだ松岡の幼稚園のほうが安全性は高いということを書いなるんですね。

あこ、山の地形よく見てますか。小学校のほうが危ないですよ。松岡の小学校のほうがもっと。そんなことを考えると、そこを十分やっぱり今行政が一步止まって、そこら十分考えて示すべきではないか。

それと、新園については、僕はやっぱり再考すべきやと思います。そうか、建てる方法としては、鉄筋造りにして、1階に講堂というんですか、遊戯室というんですか、2階以降に園舎という方法もないわけではないです。今、認定園というのはそういうことでできるようにもなっているんですね。それがいいとは言いませんよ。そういう方法あります。それかかさ上げ。そうか、あっさり違うところにする。

僕はやっぱり松岡の地図や航空写真やいろんなのを見てると、本当に行政が本気になって話しできれば、河岸段丘の大分端のほうではあるけど、ちょっと上のほうで空いてる地面がないわけではないです。当然、他人の所有物ですけど、個人の所有物ですけど、そんなことを行政が本気になってやるかどうかの問題だと思うんです。

今回はそれがハザードマップで試されるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、金元さんと私の考えは一緒だと思います。まず、浸水区域については予測できます。最悪の予測が立てられておまして、水の被害については予測ができますので、早め早めの災害に対する対応。今、吉野地区、御陵地区にも園がある中で、その園はもう浸水区域にはなっておりますが、早めにいかに情報を伝達して、どこへ逃げてもらうか。また、御陵地区の家族の皆さん、また西部地区にも多くの方がいます。こういった方々にもどういったところへ避難してもらうか。そのための大きなツールがこのハザードマップになってきております。

先ほどおっしゃられた土砂崩れがいつ来るか分からないとおっしゃられました。実は、松岡幼稚園、これ何度も申してますが、イエローゾーンに園庭のところが入っております。ハザードマップで指定されたところは特段規制はありませんが、イエローゾーンに指定されているところはしっかりと規制をするような法律になっております。どちらかといいますと、松岡幼稚園の園庭の部分です。今立入禁止にしてありますが、あの部分のところは、どちらかというとやっぱり危険なエリアになってくるのかなというふうにも思いますので、そういった点でも松岡よりも東園のほうが適切かなとも思いますし、先ほど金元さん言われましたその地域性をしっかり守るためにはやっぱり知恵を出して、そこでどういうふうにするかという中でもこの東園、いろいろな地域性のお話もさせていただいていの中で、そういったこともしっかりと対応していければいいなと思って。

突発的にやっぱり恐ろしいのは、土砂災害と地震だと思います。地震については、この前議会からも御指摘をいただきまして、400万円で調査させていただいて、今度しっかりと補強させていただく。現に東園には今子どもたちも通っていますので、これについてはやっぱりしっかりしていく。

あわせて、川が流れてきたとき、そのときにはもう避難はしておりますが、もしそのときにも対応できるような工事もしていくということで、しっかりと対応を取らせていただきたいなというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 新園につきましては、先日、3月5日に事業者と初めての打合せをしました。そのときにそこが浸水区域だということも業者は当然分かってますし、計画書でも避難訓練を早め早めに対応するような形で提案をさせていただいております。

また、今回の打合せで、こちらからやはり3メートルくらい浸水があるので、かさ上げはどうかという打診もさせていただいております。事業者的にはちょっと検討をするという形で前回打合せを行っております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 現実的には3メートルのかさ上げというのは、それは問題やと思います。それは大変やと思います。それだけでかなりの面積もありますから、お金だけでもひどいもんになるんでないかな。

ただ、東園のところは、氾濫区域って滝波さんはこだわっているんですけど、違うんですよ。河岸侵食区域なんですよ。要するに洗掘されるということです。

掘り取られるということですから、氾濫するだけと全然意味が違う。だから、防御できないということなんです、単純には。そこはぜひ考えておいてほしいと思いますし、聞いてて、それで水害のときにはって言うけど、お迎えを早めるとかって言いますよね。それも間違いです。家にいて安全かどうかというのありますから。それは朝早くから降ってればいいですけど、朝早くから降ってればお休みということもあります。それはそれでいいですけど、園にいてそういう状況が生まれてきたらどうするかということについては、それはもっと考えなあかん。

何でそんなこと言うかといったら、私が中学生の時の話です。昔。大雨がありました。そしたら、御陵の渡新田の同級生に、「おまえら、うち早う帰れ」と。五領ヶ島の下のほうから九頭竜川の水が逆流してきているから早う帰れという。それ子ども心に聞いて、何ということをするんかなと。でも率直に思いました。だから、そういうのがないか。

現実的に、東日本大震災でも津波のそのときに、親に迎えに来させるというように走ったところもないわけではないみたいですね。それが事故になりますから、そこは十分考えてほしいし、今度のハザードマップって僕はすごく有効やと思います。我々もどこに逃げなあかんかな。うちでも話題になりました。蔵王荘の2階しかないやろうという話。それか小学校の2階とかっていう話をしてるんですけど、本当にそれで足りるのかなというのが率直に思うところです。

ただ、今度の場合、子どもの施設ですから、やっぱり浸水域の誘導については一歩立ち止まって考えるべきではないか。そのことだけは声を大にして言いたいと思いますし。

もう一つ、これは町長に対しての反論です。松岡幼稚園の園庭の空洞の問題です。崩れた擁壁の近くでボーリングした。空洞っていうのはボーリングでは分かんのですよね。

ほんで、いい例が最近、東京の外環道の工事のところで陥没がありましたよね。その後に大規模な調査をしたところ、かなり大きい空洞が3か所見つかった。それは超音波の調査でしょう。

だから、そういうのを広範にやらない限り、そういう空洞の在り方というのはなかなか見つからない。

それにもう一つ、あんまり僕は松岡幼稚園の園庭が危ない危ないって言うてる、僕は本当に空洞ができるような地下水の出てくる量というのはそんな半端なものではないです。田舎でも田んぼのあぜから昔から水が出てくるところある。そ

こがたまに土手が崩れるというのは、それは半端な量ではないです、出てくるのは。そのことを言ったら、今の松岡小学校の下の水の量って半端でないと思えますよ。でも、ますのところでみるとそんなに大したことはない。

それは幼稚園も同じです。だから、僕は見ていて、それはきちっと調査するんなら、本当にそういうことでそれを口実にするんなら、超音波の調査でもやっぱりやるべきだなというのは端のボーリング調査だけでは駄目やと思います。

本当にもし地面どうかあったら、いわゆる等高線を書いてある図面で僕は松岡幼稚園の背後の山のことを見てみました。意外と奥の谷ってなだらかなんですね。だから、イエローゾーンにしかかかっていない。それがちょこっとかかる程度です。

イエローゾーンについては、レッドゾーンもそうですが、きちっとした対策さえすればそれでいいわけですよ。こっちのほうが建築許可が下りやすいです。

あとはもう建てた人、侵食されるようなところに建てて流れたということについては、それはあんたの責任ですよというだけの話ですから、そっちのほうがやっぱり恐いですね。

そのことを考えると、僕は本当にここへ来て全員で一遍立ち止まって全体を見直してほしい。それが僕は西の公園、公園て言っていますけど、町がいろいろ考えればどうでも僕はできると思っています。都市計画でもそういうことはあり得るということをやんと言っていますので、そこは思い切った方策も含めて考えるべきでないか。

それと、今ある園を壊してまう、取崩しにかかる前にしっかりとそういう配置計画も含めてもう一回見直すべきでないかなと、私は思っています。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 松岡幼稚園の空洞につきましては、ちょっといつかは覚えてないんですけど、全協の資料で擁壁を造っているときに、この水みちができてるとか、コンクリートのがらがあって空洞になっているというのをお示しさせていただいているんですわ。やはりそこには水みちができて空洞があるという形で。

ただ、それは時期によってやっぱり雪解け、こういう時期とかは地下水が高いとかいう調査報告が出てますし、あとボーリング調査の1か所というのは、これも業者に、松岡小学校のプールのちょっと下をのぞいてもらって、今金元議員さん言ったように、断層、やっぱり地形図を見て、プールの下を潜って、地形が粘土層がずっと南北に同じような形で続いているというのを業者さんがはっきり見

まして、園庭の場所をどこ掘っても一緒な結果になるから、より園舎に近くて、擁壁の近い場所でボーリングを1か所するほうが一番適当だということで今回ボーリングの調査のところは1か所という形にさせていただいております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、これを始めた理由が、ご存じのとおり、小学校のプールの壁面が崩れそうになってきたことで、上の園庭、これ崩れてきてしまうんじゃないかという心配のところから調査に入っております。何もなかったのに調査しているのではなしに、そういった兆候が見えてきたので確認のために調査をしたというのがまず一つあります。

小学校につきましても、よく当時、教室がかたがってきてたりしている中で、下に水みちがあるんじゃないかとか、いろいろわさの中で調査したところ、中をめぐりましたら、もう直に板が打ってあった。そういったいろいろな調査をしまして、当時2億5,000万ほどで改修をさせていただいた。

その当時もずっと前から、あそこの下は水が流れているのがあったんですけど、実際は水はなかったんですが、松岡幼稚園の下につきましては本当にプールが崩れそうになっていて、調べた結果、今、子育ての課長が申し上げたとおり、そういった水みちができて危険なということで、今回対応を取らせていただいております。

それと、今立ち止まるべきだというお話もいただきましたが、現時点では、ずっと積み上げてきましたが、この松岡、皆さんのお話でいきますと西となかよしの2園体制でしか行くことができないのかな。そうすると、なかなか松岡地区の子どもたちのそういった子育てであったり、そういったところがどうなのかなと思います。

やはりずっと今回も最初からお話をさせていただいて、どこの場所が適当かどうかというのは議会で議論をさせていただいてきましたので、しっかりと防災対策は取っていきたいと思いますので、またご理解をよろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、第2審議を終わります。

お諮りします。

本件を第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

○議長(奥野正司君) 江守君。

○7番(江守 勲君) 今ほど第1審議、第2審議の中でいろいろと疑問点等々確認をさせていただきました。その中で、やはり今回のこのハザードマップの見解も建設課長のほうからいただきましたし、また子育て支援課長のほうからも今年度のこのリフレッシュ工事、そして来年度の当初予算につきましてもしっかりとこうやってハザードマップの見地から専門家の意見を取り入れながら、また議会の意見も聞きながら、しっかりとそういった災害に対応した幼稚園を造っていくということで確認をさせていただいております。

ただ、今ほど聞いておりますと、住民の中からもまだいろいろ幾つか疑問点があったように思いますが、先ほど来、理事者のほうからもいろいろ問いかけありましたが、やはりこういったハザードマップで浸水区域に新たな幼稚園を造るのがどうなのかといったお話もございましたが、滝波議員、これ、先ほど個人的な意見言われてましたけど、今後、こういったハザードマップを基に、今ある永平寺町内全ての園、このハザードマップ区域内にある園をどうしていくんだという考えとかありますか？

ハザードマップ内にある園は増改築もできない。また、移転を検討していかなければいけない。そういったお考えとか、そういう方向性をお持ちなんですか。

○議長(奥野正司君) 今自由討議ですが。金元君。

○7番(江守 勲君) 分からんですけど、今までの話ですと、僕が言うのもなんですけど、自由討議を認めますとか何かそういうやり取りあったのかなと。

○議長(奥野正司君) ああ、そうですね。ごめんなさい。

自由討議がありますかとお聞きしまして、確かに今自由討議に入りますという、すいません、発言はちょっとしたかもしれません。

自由討議がありましたので、自由討議に入ります。

これは要綱によりますと、発言は5分以内の3回ということでございます。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、自由討議でハザードマップで浸水域とか、そういうところにかかっている幼稚園等についてはどうするかという話ですが、一つは新しく建て直したりする計画があるところについては、なるべく安全なところを選ぶと。

それと、土砂災害の場合は、安全策をきちっと対応すればそこで建てるのが妨げられませんから、それで安全確保が図れると。

水が削っていくことについてどうかというのは、止めるのはできるんで削られるのはなかなかできんでしょう。

そんなことも考えると、やっぱり安全確保をきちっと提起、提案するのは行政だと思っんです。それがハザードマップで示された提起、提案やと思っんです。それを間違うとどうなるかという、一つの具体的な話では、新幹線何重両は四百何十億とかいう最新の列車が水没するというだけの話です。人がいなかったから人は被害に遭いませんでした。

そんなことを考えると、それをきちっとハザードマップを基に考え、提案するのが行政です。浸水域全て入っているところはどうするかというんですが、それはやっぱりきちっとした避難計画をつくるということでしょう。改装する、現在あるところですよ。新たに造るところについては……。

○（ 君） 東でもありますけど、現在。

○4番（金元直栄君） それは幾ら何でも危ないです。

今、浸水域に建っているところについては、やっぱり避難計画を整備して訓練をすると同時に、安全策ができればできる。しかし、対岸の横の崖の上というのは、僕は対策というのはそれは言葉悪いですけどお手上げになるんでないかなと率直に思いますね。それは大人が考えることです。

○議長（奥野正司君） ほか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど何回も言ってますとおり、その地域全てがもう浸水すると色塗りされているところもあります。そこについては、やはりできるだけ今の時点での考えられる安全策を取らなあかんと思っますし、当然、建て替えるときにはそれなりにその位置で建て替えるという、その地域の中で建て替えるということをせざるを得ませんから、そこでは安全策を考える必要があると思っます。

ただ、何回も言いますとおり、今再編の中で松岡幼稚園、東幼稚園、西幼稚園、

この3つを統廃合しようということなんです。今、建て替える、残すというところの選択肢の中で、今、東幼稚園がこの河川の氾濫によって侵食されて倒壊のおそれがあるという地域、しかも一番川沿いに建っているところに、またしても増改築してこれから残すかという選択肢よりも、それは僕は行政はすることではないかなと思うてんです。それよりもできるだけ安全なところに、リスクの低いところに今この時期でしか考えられませんので、ちょうど今3つを検討しようということですから。ですから、そこをお考えくださいということを行っているわけです。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井和美さん。

○11番（酒井和美君） すいません。私は、これまでも幼稚園の再編計画においては子どもの命の安全をということで、もちろん防災の面においても考えてくださいということ、令和元年の12月の一般質問でもしているんですけども、皆さんのご意見聞いていると、子どもの命の安全を守ろうという議論なのか、建物の命の安全を守ろうという議論なのか分からなくなるんですね。そのどちらをされているのかなということをお伺いしたいことがまず一つ。

私は、やはり子どもたちの命を守るということについて、まず優先で考えていただきたいなというふうに思うんですけども、その点において、洪水の災害というのはある程度想定がされるわけですね。事前に避難ができるわけです。

こちらの今回登場した洪水ハザードマップというのは1,000年に一度ということで、こういった洪水が起きる場合というのは気象庁さんが何日も前からこういったお天気になりますよ、注意してくださいということをおっしゃると。それについて、避難計画も子育て支援課なり、災害対策本部なりで取られると思います。それに従って安全に避難されれば、子どもたちの命というのは守られると思うんですね。

その次に、急にゲリラ豪雨などで大野地区、勝山などで大雨が降って雨が大量に流れてきますよという場合もある程度連絡が来るものと思います。これも事前に避難できると思います。

こういったケースで洪水被害において子どもたちの命が急に奪われてしまうようなケースというのを考えられているのか、お伺いしたいです。

○議長（奥野正司君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 先ほどから皆さんの賛成、反対とか、そういった向きの、またハザードマップのことについての浸水被害とか、侵食とか、いろいろなこと

を今伺いまして、私なりの見聞ですけれども、やはり皆さんの話を聞きますと、時代に適した災害のとき。というのは、今何が言いたいかという、あそこを侵食されたときの川幅、九頭竜川というのはどのような川だったのかと。今現在見てみますと、倍以上の川に堤防を拡幅されております。そこら辺一带に水位が上がったのは、堤防から堤防の左岸と右岸ですね。あそこで水位が上がったのが、昭和50年前半ですわ。そのときに一、二度あったのを私は覚えています。

それ以降については、先ほど伊藤議員からもありましたように、鳴鹿堰堤の捜査、それから九頭竜川の出水、そういったことの調整がかなりうまく図られているんじゃないだろうかというふうにも思っております。

ですから、それ以降について、五松橋のほうからあそこを観察、川のほうを見ますと、昔は本当に、言うところの臼が流れてきたとか、柱の大きいのが流れてきたとか、そういったことが、もっと前は牛や馬が流れたとかという話も聞いております。

そういったことから、今の現状を見ますとそのような心配はないというほどではないですけれども、1,000年に一度の想定をしている限りはやはり心配はありますけれども、そのかなりの時間が、災害に対応する所要時間も設けられるんじゃないだろうか。

先ほどから町長ら言っていますとおり、災害は急にやってくるのは地震、そういった想定ができない、対応ができません。しかし、豪雨とか、強風、土砂災害、これらについてはかなり前から予測ができる。

先ほどから話、問題にされておるのは、浸水、水、水害、これについての議論を今交わしているわけでございますけれども、今何を言いたいかという、侵食、侵食と言っても今川幅の現状が変わっていると。ですから、今行政にもお願いしたいのは、そのハザードマップ等々に鑑みて、なお一層の強固な施策、安全施策、これをみんなで考えて、それをよりよく安全に考えられるように、地域住民が安心してできるような、預けられるような幼保育施設ということを取り組んでほしいかがと。

なお一層、それから左岸も右岸もですけれども、そういった志比界の地区から、または上志比の地区からの堤防の補強というの、そういった堰堤の補強というの、国、県に陳情して要望する必要があるかと、そういった取組を今後、10年、20年かけてもやるんだと、継続してやるんだと、そういったことで着地点を皆さん諮っていったらというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 先ほどの自由討議の中で、酒井和美議員のほうから子どもの命より建物の安全性を云々とおっしゃってました。その中で子育て課長から、避難訓練は十分やっているというふうにおっしゃってました。

果たして、この東幼稚園の場所、あの場所で避難訓練を一生懸命なさせても、浸水被害であれば当然ですけど相当量の降雨量、強い雨が降っているというふうに予測されますよね。川の水によって侵食されて、危ないなっていうとき。幾ら一生懸命避難訓練をして、あの場所からどこへ避難するんですか。避難する場所すらないじゃないですか。

屋根があって、子どもたちが安全に避難できる場所というところ、あの近くの公共施設といいますと松岡公民館しかないんですよ。子どもはゼロ歳から5歳までです。どうやって移動するんですか。どうやって避難させるんですか。いろんなことが考えられると思います。

そして、昨日は東日本大震災の震災記念日でしたけれども、その新聞の中にある東北の幼稚園の先生がおっしゃっていることが新聞に載っていました。「あのとき子どもたちを家に帰らせなければよかった。幼稚園で安全の確保をすればよかった」という内容の記事も載っていました。そういうようなことを考えると、ただただ子どもを自宅に帰らせるのが得策なのかどうかというのも考えられません。

災害は水だけではないですし、いろんなものがあると思います。火災もあれば、地震もあれば、土砂災害もあるかと思えます。その全てに対応するためには、やはり今はこのハザードマップ。建設課長は何でこんな幅広くなっているのか理由は分からないっておっしゃいましたけれども、国交省が幅広く場所を取っているということは、それなりの理由があっての話だというふうに私は理解します。そこをやっぱり考えて、私たちは子どもたちの命を守るために一歩とどまってもう一回考えて、最善の方法。もちろん、新園についても最善の方法を考えるべきではないかというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 申し上げます。自由討議の実施要領3の2、議長または委員長から、町長等は発言を求められた場合はこの限りではないということでございますので、今発言を要望されておりますので、認めたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もし、万が一、東幼稚園で逃げ後れたり、そういった場合、

そこも一応区域には入りますが、あそこに今、なないろさんという福祉施設ができております。東幼稚園となないろさんとお話をさせていただいて、そういったことはもうないように事前事前の対策を打とうと思っておりますが、万が一、そういった急なとき、いろいろなときにはなないろさんのところで、あこ4階建てか3階建てなので、受け入れていただけるというお話をさせていただいておりますし、また近いうちに、決まっていきますと東幼稚園と七色さんでそういった協定を結ばせていただくというお話になっています。

あそこの中には地域交流スペースというのが地域の方々のそういったスペースもあるようですので、あそこもエリアには入っておりますが、そういった万が一、保険といいますか、そういった対応も今いろいろ進めておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 結論から申し上げますと、私は、今回のハザードマップを活用して今の避難計画を検討し、修正箇所があれば見直していただくということを行っていただければいいのではないかなと思っております。

永平寺町は子育て、あと防災に強い町として皆さんから認識をされているわけなんですけれども、そこにぜひ永平寺町民指標にもあるように、自信と誇りを持って行政の皆さんには取り組んでいただきたいなと思っております。

先ほどちょっと話題になった清流地区の新園なんですけど、私は建てるべきだと思います。もちろん、防災計画もしっかり避難計画も立ててということなんですけど、清流地区はやっぱり永平寺町でも一番のホットスポットになっています。人口がそこに来ているというところで増えている場所にもなりますし、あと昨日もありましたけれども、1世帯平均3.63人に今、住まいる定住でも増加しているということは、やっぱり子どもを連れてそこに来ているということもありますので、そこはしっかりやってほしいなと思っております。

話は戻るんですけれども、多分、私の息子が2番目に川に近い園に通っております。そこも松岡東園と同じ状況ではあるんですけれども、やはり同じ状況でありながら、今先輩議員がおっしゃるように、危険な場所だから建ててはいけないと踏みとどまらなければならないということをおっしゃいますと、それは永平寺町レベルの話なんですけど、国レベルでいきますと南海トラフ地震、これが1,000年に一度、またはそれ以上と言われてますけれども、その規模の地震に相当するのかなと思います。

あとは、関東、東海のところで一部ちょっと水面が下がっているという、地震前の前兆じゃないかという心配もされているんですけども、そういった地域の方々はやめるという判断を今してないと思うんですね。やはりその土地の中で命を守るためにどのような行動を起こすかというふうなことを考えていらっしゃると思うんですね。

同様に、永平寺町もやはりそういったところに着目して取り組んでいくべき案件ではないのかなと思いますので、ぜひ私の意見に賛同いただければなと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 一応時間が30分という実施要領4の4でございますので、2時36分を過ぎては新しく入らないということできさせていただきたいと思いません。

2番、上田さん。

○2番（上田 誠君） 私のほうから自由討議ですので発言させていただきたいと思いません。

私は、論点は2つあると思うんですね。

一つは、あくまでも現状の中で、例えば御陵幼稚園であるとか、ちょっと崩壊のイエローゾーン近くになってる公共の施設があったという中で、それからそういう場合に今安全をどう確保するか。その安全の仕方として、例えば避難訓練がありますね。先ほど言った津波に近いところであつたら高いところに逃げましょうねというその一つの安全をどう確保していくのか、またそれが住民の方々にどう意識してもらっていくのかという、それが一つの大きな論点。

このようにハザードマップの中に示されて、その浸水域であるとか、侵食された域であるとか、そういうところに今現在されているものについては、例えばどういう安全を確保する、またどうするかというのが一つの論点。

もう一つは、今、東幼稚園のところは大体2億円ぐらいかかるんじゃないかという改修ですね。それならば、今、既存のところは今建替えとかそういう話があるのであれば、あえてそういうハザードマップの中での浸水区域であるとか、浸水域であるということであるならば、先ほどの論議にありましたように、御陵地区ですとそこが全部浸水域のところになっているわけですね。だったらそこはどうするかというのは考えなあきませんが、今現在、東とかそれは、同じエリアの中にそれだけの安全な場所を探すなんて今すぐ今日、あしたでできませんが、あ

るわけですね。やっぱりそういうところに新しく公共施設は建てるべきだ。それは今後いろんな話の中で、今の全国的な話の中で出ていますので、私は先ほど言ったようにこういうハザードマップが示された以上は、一度立ち止まって考えてもいいんじゃないかというふうな思いです。

ですから、この東幼稚園も含めて、新しく今再編成しようという場合にはそういうものを考えていかない。当然、それぞれの、先ほど言いましたように、御陵なら御陵地域の中で、先ほどの論議の中でここは浸水域だからここからその保育園を取ってしまう——取ってしまうという言葉あれですが、なくしてこっちへ持ってくる。それを論ずるのはあれではない。やはりその中でどういう形にするかというのが大事だというふうに私は思っています。

だから、今現在、このところ、何度も言いますが、そういうようなところにあるならば公共施設はそれを建てるべきじゃないというような考えでいます。それが私の皆さんに問いかけの中の一つだと思っております。

○議長（奥野正司君） 今、上田議員がハザードマップ持っていらっしゃるので、私が記憶しているのを正確を期すためにちょっと確認をしていただけたらと思います。

今、皆さんの話題に上っています新園の想定リスクは浸水想定エリアにあるということですね、そのマップによりますと。それから、東幼稚園はたしか河岸侵食のおそれのあるエリアということになっていますね。東園は、浸水想定エリアではないですね。

○2番（上田 誠君） はい。

○議長（奥野正司君） 分かりました。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ご存じのように、福井のこの前豪雨あったときに、美山があんだけ侵食された。あれは川沿いのところのある程度高いところに位置があったけれども、川がえぐられて、そこら辺りの侵食によって家なり押し出された。それが一つの大きな例もありますし、浸水域というのは、ある面で言いましたように、そういう避難は事前に分かるからそういう避難することができますが、だから公共施設をそういうところに建てるって、分かった以上は、そういうところに建てるというのはやはり一考すべきじゃないかというのが私の意見なんですよ。

だから、先ほど言ったように、浸水域であれば、それについてはやっぱり考える必要もあるんじゃないかというふうに私は思っています。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほどの酒井和美議員の、あなたたちは子どもの命を守ることを考えてるんですか、建物のことを考えてるんですかっていう発言は、ある意味、我々を侮辱した発言だと僕は認識しております。当然、子どもの命を守るための論議をしているつもりです。

あの発言を撤回を求めます。議長、また議運に諮ってください。

○11番（酒井和美君） 侮辱しておりません。それよりも質問に回答してください。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 今、滝波さんのご意見について、第1審議でこういったやりとりがあったと思うんですね。子どもの命を守るというような行政の答弁があって、建物はどうするんやという話もこちら側からどなたか議員さんが発言されていると思うんで、そのことに対しても昨日記録に残っておると思いますので、そこに対して酒井和美議員が答弁したと私は認識しておりますので、その辺りちょっと確認をしていただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時46分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに自由討議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

原案に反対の発言を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 災害は本当にいつ来るかわからないところの中で、こういった水害についてはダムや堤防などのハードな整備だけに頼らず、いわゆるまちづくりから考えていきなさいというのが最近の流れであります。その中で、ハザードマップというのは示されているんだらうということになります。

このハザードマップは、今居住している方々に、ある意味、こういうリスクがありますから避難、あるいは対策を講じなさいということをおっしゃっています。ま

た、新たに来る、住まわれる方、あるいは企業の方にはこういうリスクがありますから、それは企業の判断、個人の判断でそこに住まわれるか、そこに移り住むか考えなさいというような判断の指標だと思っております。そういった意味では、今回、国が示されたこのハザードマップというのは非常に有効なものであると思っております。

今、松岡小学校区の幼稚園の再編については、3つの東幼稚園、西幼稚園、そして松岡幼稚園と、この3つをどうするかというような話になっております。ちょうどこの松岡小学校区の統廃合をする時期です。すなわち、今後、この機会を逃すと将来かなり後に建替えとかということになります。

今、このハザードマップ見てみますと、この公共施設の中で一番川沿いにあるのは東幼稚園であります。このような川沿いにある、あるいは海沿いとか、いろいろありますけれども、非常に危険なリスクを伴うところは公共施設、とりわけ高齢者や子どもたち、いわゆる避難に支援がいる弱者と言われる方々の集まる施設は極力避けなさいということになっております。そういった意味で、今回、今考えなければならないと思っております。

かつてのハザードマップには確かに何の線引きもありませんでしたが、今回のハザードマップには、いわゆる河岸が削られて倒壊するおそれがあるという位置づけになっております。しかも、先ほども言いましたとおり、一番の川沿いがあります。ここに松岡小学校に住む町民の方々に東幼稚園、児童が集まる施設、いわゆる幼稚園、保育所を置いてそこに通いなさいということが行政として果たす言うべきかどうか。ここは一考しなければならないのではないかと。

私は、今回の1億5,000万の増改築、もう一度戻って十分に協議をすべきものだと考えております。という理由で、私は今回、この点について補正予算の反対の討論といたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） この補正予算の賛成意見として申し上げておきます。

2年以上の松岡小学校区内の幼稚園・幼稚園の施設の大きな施設事業について、河合町長はじめ、山口副町長及び教育長をはじめ、子育て支援課長や各関係課長、そしてまた多くの保護者の方々のご要望とご意見をいただき、協議を積み重ねてまいりました。

今現実の松岡小学校区内の幼稚園・幼稚園の必要性に対して、これらに伴うこ

これらの多種多様な課題が想定されることから、行政はもちろん、各議員方々からの重大な、重要な質問に対して、行政と議会と二人三脚で、極めて慎重に丁寧な質問と説明を繰り返し、問答してまいりました。

ここで私たちは石橋をたたきながら重要な、今考えられる幼稚園・幼保育施設の少しでも安全で安心な施設の均等な配置及び定員規模等を議論を重ねて、今回、町民の方々から理解が得られるよう、行政からの本補正予算の提案をいただきました。

今日に至っては、少なくとも東日本大震災の発生した目の当たりの教訓を最大限に議論し、さらにその洪水ハザードマップ等の議論を生かして前向きに取り組んできたとは私は自負しております。このことについて、できる限りの複数の安全対応、また安全対策を盛り込んだ、また盛り込みながら、今回の幼稚園・幼稚園のリフレッシュ事業補正予算であると思っております。

したがって、この補正予算に賛成の意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、今度の補正予算を見てみますと、コロナ対策やその他のことで町民の生活に必要な予算もあることは認めます。ただ、町が進める東幼稚園のいわゆる改装を急ぐ、こういう問題については認めるわけにいかないということなのです。

この論議が議会が始まる直前の3月1日付で町より全町内に、全戸に地区別のハザードマップが配布されました。町が現在進めている幼保の統廃合はなかよし幼稚園と西幼稚園と松岡幼稚園を統廃合し、この下へ150名規模の民間園の認定こども園をつくるという方向性が示されてきた、その中での問題です。

さらに、東幼稚園、現在定員60名を80名にし、1億5,000万プラス擁壁補強、幾らかかるか分からない。約2億ぐらいかかるのではないかと思いますけれども、これで改装し、ゼロ歳児保育も行うというものです。

ところが、3月1日に示されたハザードマップでは、この下の新園は0.5メートルから3メートルの浸水域にありますし、東幼稚園は崖の上との指摘もしてきましたけれども、これ、崖なんていうものでなく安全な丘だということをよく言われていますけれども、ハザードマップ上では河岸侵食区域に入っているわけ

です。これまで私が指摘したとおりのことが示されていることが今回明確に分かりました。これが最新の知見です。

その河岸侵食区域の一番川の側、崖の上に建っているのが現在の東幼稚園です。この園をリニューアル、それも相当額のお金をかけてわざわざハザードマップの危険区域に整備し直すのはあまりにも無謀です。

今の幼稚園の建設場所という点を考えますと、ハザードマップで現在ある保育園などを見てみますと、現在の幼保園の中で安全と示されているのはなかよし園と西幼稚園です。松岡の幼稚園も全て危ないというわけではありません。

この現実が示された今、私たち大人が行うべき判断は、この現実が示された以上、一步立ち止まって、再編論議を、災害に強いまちづくりの立場からもこれらの安全を守る立場からもちゃんと論議を行い直す必要があると思っています。

さらに、災害のハザードマップで示されている内容は、1,000年に一度の水害にということですが、この1,000年といいますのは、ここ近年見ましても数百年に一度という台風や豪雨災害ということであちこちで起きております。この近隣で見ましても、昭和30年代の西谷の豪雨、これも大変でした。たしか3日ほどの間に1,000ミリぐらい降ったと思います。当時、谷という谷は土石流が出て、本当に大変な状況を私たちも山で魚釣るの好きですから、そういう状況を目の当たりにしたことがあります。

さらに、近年の足羽川豪雨ですが、いわゆる今の美山町の小和清水、上宇坂のちょっと上ですが、あの辺では国道は水の下になって、いわゆる山から山裾から山裾まで川が一带として流れている状況がありました。これも本当に大変な状況だったと思います。

さらに、九頭竜川、確かにダムができて川の水位が安定したということは確かにあると思います。でも、これも1960年代だと思ふんですが、イタリアの例では、地震のときに山が崩れて、崩れた山がダム湖に入り、それであふれた水が、これはアッシジのダムでしたが、アッシジダムの上部が破損して、下流域、たしか4,000人ぐらいなくなった事件もあったと記憶しています。

だから、1,000年に一度というレベルではない。今の状況の中では、より災害に強いまちづくりの基本というのはハザードマップを念頭に置いて、より安全なところに、特に立場の弱い子どもたちや高齢者の施設というのは、そういうところに建設するのが行政としての大きな課題になっていると思います。

これを今回、リニューアルを急ぐことでそれがないがしろにされるということ

は非常に残念に思います。ですから、反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、賛成の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

今定例会に上程された令和2年度3月、永平寺町一般会計補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付による財源組替えや定住人口増加策への追加補助など住民の安心・安全に直結する施策で、今後のウイズコロナ、アフターコロナへ向けてしっかりと取り組んでいただきたい案件ばかりだと思っております。

ただいま論点になっている松岡東幼児園のリフレッシュ等工事につきまして、発端は新しいハザードマップだったのかなと思います。

私も子どもの安心または住民の命の確保、これは重要かと思いますが、第2審議で建設課長からありました洪水ハザードマップは、建物の建設制限をするものではない。水害による危険の可能性を示すマップであるというふうに答弁されているとおり、正しく使っていただいて、今後も住民の安心・安全を第一に取り組んでいただければいいのかなと思っております。

以上のことから賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は原案に対して反対の立場を取らせていただこうと思うんですけども、確かにこの補正予算ですけども、コロナ禍の中でコロナ対策あるいは支援金、交付金等科目替えをしている部分については別に反対するものではございません。それは速やかに実行していただきたいというふうに思っております。

ですが、この中である東幼児園のリフレッシュ工事1億5,000万、これについては以前から、もうかれこれ2年になると思いますけど、その間にいろいろなことで論議されてきました。論議されてきた中でのことだと思うんですが、それまでには今新たに出された洪水ハザードマップについては、それまでのものであって、新しいものが出たということでもありますから、この新しいものを町民の方もごらんになっていらっしゃると思います。その中で、この新しいものを見たときに、我が子が危険地域に建ってる、危険なところに建っている幼児園に通わせる。家は大丈夫なところにある。どうですか。通わせたいと思いますか。そう

じゃないと思います。

やっぱり町は、ここは一旦足を止めて、より子どもたちの安全、命の大切さを、命をどうやって守っていくかということに立ち返らないといけないと思います。

そのためには、リフレッシュ工事を急ぐのではなくて、子どもたちの目線で、子どもたちがどうやったら安心して暮らせるかということをもまず考えていただきたいというふうに思いますので、反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） 私は、原案に賛成の立場で意見させていただきたいと思います。

この幼児園・幼稚園リフレッシュ事業につきまして、まず私は先ほども少しお話しさせていただいたんですけども、以前より子どもたちの命を守っていただきたいという視点から防災面で幼稚園の再編ということも考えていただきたいということを申してきたものです。

その中で、特に危険なものは地震であるというふうに考えてお話をこれまでもさせていただき、福井県の土砂災害警戒区域に基づいてこの辺とこの辺はちょっと危険なのではないでしょうかとか、そういった意見も出させていただいてまいりました。

その中で、洪水というのは現在事前に想定される災害であり、事前避難が十分にできるものであり、今、一般町民の方でもインターネットで雨雲レーダー、こういったものも6時間後を想定したものというものも見るような状況にまでなってきている中で、洪水については地震災害よりも少し優先順位としては下になるのかなということで考えてまいりました。

これですね。今、この東幼児園という場所が残念ながら、この洪水ハザードマップの中ではそういう氾濫地域部分に入っています。これが全く大丈夫な地震にも洪水にも安全な土地を選ぶことができるのであれば、それがよかったですらうと思いますが、松岡の地区というのは、ほかに場所を考えても住宅地、住宅密集地になっております。もし西幼児園のほうで考え直すとしても、こちら、もし地震災害が起きた場合どうかというと、周りの建物の倒壊、交通網の混乱、それから火災が起きますね。そういった中で、余震なんかも起きてまいります。この場合、東幼児園の子どもたちをお迎えにくる保護者の方、志比塚から歩いてくることとなります。

松岡東幼稚園エリアまでの外に避難した子どもたちを迎えにいくぐらいで済むものが西幼稚園の辺りまで迎えにいくとなると二次災害の危険も出てくるなと思います。やはりこれは地震ということ想定して考えた場合にも、東幼稚園というのは最良の選択ではないかと思っております。

この地震災害についてということですが、地震対策については行政のほうで昨年の地震も受けて、天井の検査も行われ、地質、擁壁調査もしっかりと行われて、擁壁工事も避難訓練も計画をしっかり行われているという状態です。これによって安心して保護者さんもお子さんを預ける環境にできると私は考えております。

そして、保護者の皆さんが希望されているとおり、ゼロ歳児の受入れと駐車場の整備ですね。これいただいたタイムテーブルどおり、駐車場整備、6月から駐車場利用開始ってなっていたんですけれども、そのとおり提供できますように、今回の予算、こちらの事業、賛成の立場で意見させていただきました。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今ほど反対の同僚議員が3名おりますので、ほとんど同じようなことで反対する立場ですが、まず、先ほどの論点の中にも言いましたように、今回、この松岡東幼稚園を整備するに当たって1億5,000万、それからいろんなあとの整備等も含めると2億は超えるんじゃないかというふうに予測される中で、今回新たにハザードマップの中に、ある面では侵食区域として示され、その場所の一番川沿いに建っている。今までのいろんな洪水等を見ても、まず侵食されるのは川の一番のところ。その前にこういうハザードマップ出る前は、ある面ではその安全対策として護岸の工事をするとか、いろんな形でその安全性を確保、どうせ建てるんなら確保してほしいというような思いの中から、いろんな論議を尽くす中で、業者側のほうは、例えばボーリング調査をするなり、それから擁壁の工事をするなり、そういうところから安全性を確保しようとしているよというような話でしたが、今回、このようにハザードマップで出た以上は、一度たちどまって、そういうところに果たして2億以上の金をかけてその施設を造って。そうじゃなくて、いま一度立ち止まって、やはり安全なところについて探して、そこに新園を建てるなり考えるということが一番妥当じゃないかと思ひまして、今回のこの予算については反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、この補正予算案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この3月補正予算案は、住民の福祉サービスに直結する予算でございます。ただいま議論となっております松岡東幼稚園のリフレッシュ工事の予算につきましては、今まで議会と行政が時間をかけて建設的に議論を行ってきた中での方向性の一つであると私は確認をしております。

また、本来であれば、そもそも一番最初の行政案は、松岡幼稚園、松岡小学校区内の幼稚園4園を2園にするといった案でございました。しかし、それに対して議会側から2園では少な過ぎる。3園にしてください。そして、地域性を考えた再編計画をしてくださいという要望をしました。その要望にお応えをいただきまして、どこを残しましょうか、どこの園なら大丈夫でしょうかということを経験をかけ、行政と一緒に共有して僕は進めてきたと思っております。

そんな中で、確かにハザードマップは示されましたが、それも先ほど建設課長のお話ありましたが、やはりこれは建物、建設に対する基準を設けるものではないといったことを確認しておりますし、このハザードマップを示されたことによりまして子育て課長のほうも今後とも業者さんとしっかりとそういった確認をしながら安全対策を万全に行っていくということを私たちは確認しておりますので何ら反対するようなことではないと思っておりますし、さらに安全対策といたしまして、先ほど町長のほうからもお答えありましたが、近隣の事業者さんと避難について今後協議を進めていくといったことも確認しております。二重三重の安全対策を行っていただいているといったことを私は確認しましたので、この補正予算案に対して賛成の立場を取ります。。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。よって、本件については原案のとおり可決さ

れました。

本日予定されました議案につきまして、議案第31号、新町まちづくり計画を除きまして日程を終了しました。

議案第31号につきましては、第2審議へ運ぶということでございますが、それにつきまして全員協議会を開いて質疑、説明等々を受けることになっておりますので。

暫時休憩いたします。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時11分 再開)

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開します。

本日の予定された議案につきましては、議案第31号を除き採決をされました。議案第31号についてはこれから全員協議会で討議、説明をさせていただきます。

これから後の予定ですが、これにご異議ございませんか。

この後、閉会后、全員協議会で討議する。議案第31号につきまして、質疑、行政からの説明を受けるということですけど。

では、本日はこれで散会、まだ帰ってもらってはあかんですけども、散会してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日13日から14日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、明日13日から14日までを休会とします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 3時14分 散会)